

日進市一般廃棄物処理基本計画

(平成 28 年度見直し版)

平成 29 年 3 月

日 進 市

<目次>

第一部 中間見直しの背景と趣旨

1. はじめに	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画対象区域	4
4. 計画の対象	5
5. 計画の目標年度	6
6. 日進市のこの5年間の推移	7
7. 中間見直しにおけるポイント	8

第二部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理施策の評価と課題 **9**

1. 現行計画の数値目標の達成状況	9
2. 現行計画の施策等の実施状況	9
3. 課題の整理	12

第2章 基本方針 **14**

第1節 基本方針	14
1. 基本理念	14
2. 基本方針	14
第2節 達成目標	15
1. ごみ排出量の削減目標	15
2. リサイクル率の目標	15

第3章 基本計画 **16**

第1節 目標値の設定	16
1. 設定方法	16
2. 人口の予測	16
3. 現状値の整理	17
4. ごみ処理に関する制度変更	19
5. 目標値の算定	20
第2節 ごみ処理の主体	26
第3節 排出抑制・再資源化計画【主に日進市が実施】	27
1. 排出抑制・再資源化の概念	27
2. 今後5年間の重点施策	31
3. 引き続き実施する施策	32
第4節 収集運搬計画【主に日進市が実施】	34
第5節 中間処理計画【主に尾三衛生組合が実施】	36
第6節 最終処分計画【主に尾三衛生組合が実施】	36
第7節 その他の計画【主に日進市が実施】	37
1. 不法投棄対策	37
2. 大災害時の対策	37

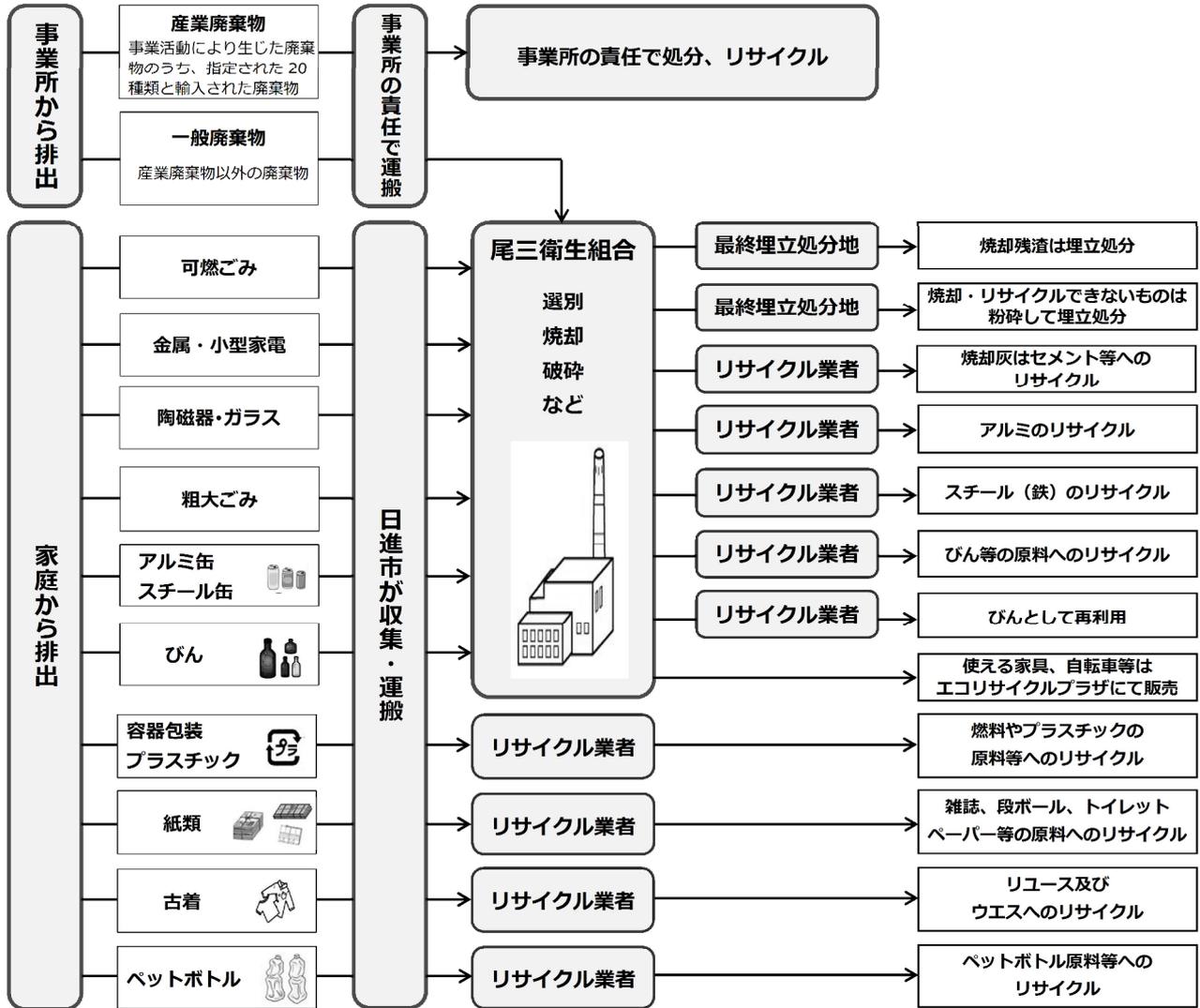
第三部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の課題	38
第2章 基本方針	39
1. 基本理念	39
2. 基本方針	39
3. 生活排水処理の目標	39
第3章 基本計画	40
第1節 将来推計	40
1. 推計方法	40
2. 人口の予測	40
3. 生活排水処理形態別人口の予測	41
4. し尿・浄化槽汚泥量の予測	42
第2節 生活排水処理の主体	43
第3節 生活排水処理計画	43
第4節 し尿・汚泥処理計画	44
第5節 中間処理計画	44
第6節 再資源化計画	44
第7節 その他の計画	45
1. 市民に対する広報・啓発活動	45
2. 地域に関する諸計画との連携	45

資料編

第1章 日進市の概況	47
第2章 ごみ処理の現状	57
第3章 生活排水処理の現状	89
第4章 ごみ・生活排水に関する市民アンケート調査の結果	98
第5章 策定委員会の審議経過	132

■日進市におけるごみ処理の主な流れ



1. はじめに

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成 23 年度に日進市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの適切な処理、ごみの減量や再生利用の推進等に向けて、市民や事業者の協力のもと、様々な施策に取り組んできました。

その後、日進市におけるまちづくりや人口増加が着実に進むとともに、市民の意識や社会経済動向が変化する中で、国の設定する目標値も修正されています。

このような状況を踏まえ、当初の策定から 5 年が経過したことから、平成 29 年度からの計画を見直すこととしました。

見直しに際しては、市民の生活と密接に関係した目標や施策となるよう、平成 27 年 10 月に「日進市一般廃棄物処理基本計画策定委員会」を設置して審議を行うとともに、平成 28 年 6 月には 3,000 世帯を対象に市民アンケートを実施し、市民の環境に対する取組や意識を把握しました。

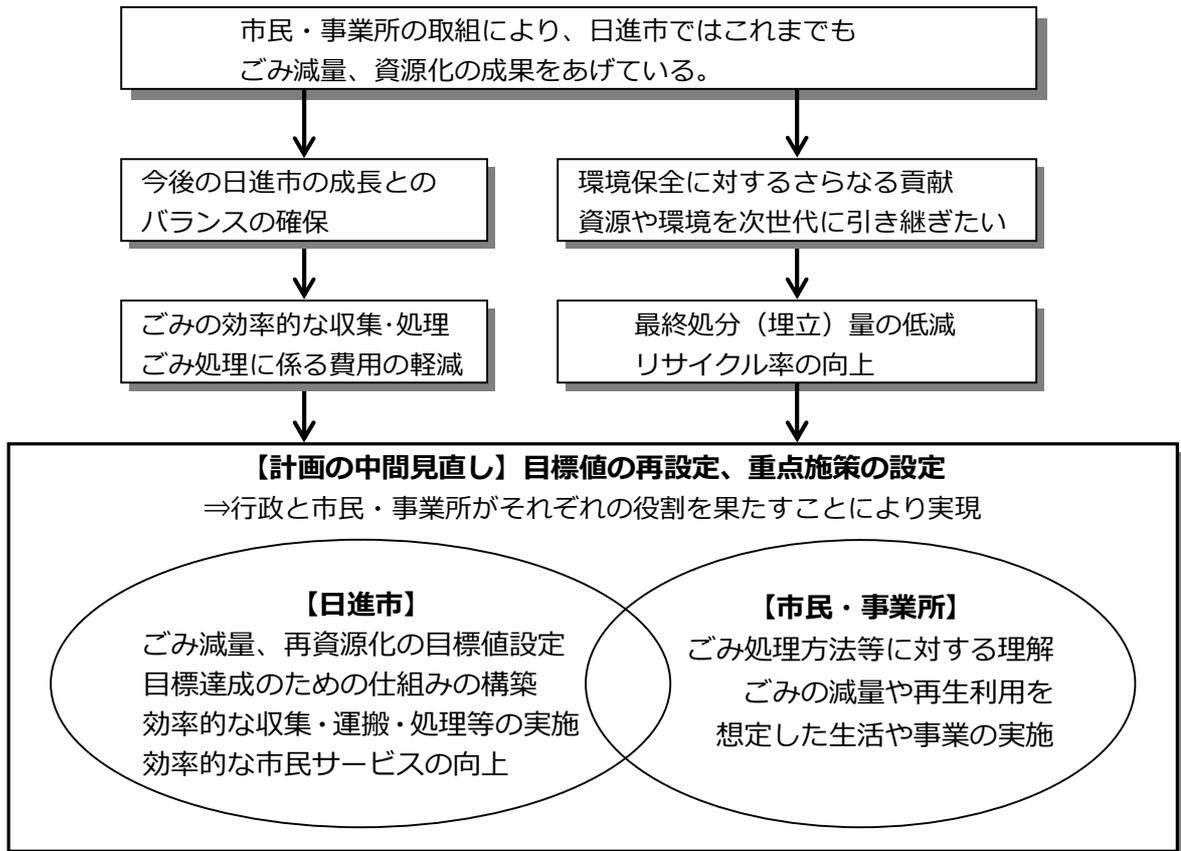
今回の計画の見直しにより、ごみのさらなる減量、再生利用の促進、最終処分（埋立）量の低減等を図ることにより、モノを大切にする循環型社会の先進都市を目指していきたいと考えています。

これらを実施するためには、行政がごみを適切かつ効率的に収集し、処理する仕組みを整えるとともに、市民や事業者も、ごみの減量や再生利用を想定ながら、ごみを適切に排出することが必要となります。

良好な環境や資源を次の世代に引き継ぐためには、ごみ処理はとても重要な問題です。

趣旨をご理解いただき、行政・市民・事業所がそれぞれの役割を果たしながら、実現に向けた取組にご協力いただきますよう、お願いいたします。

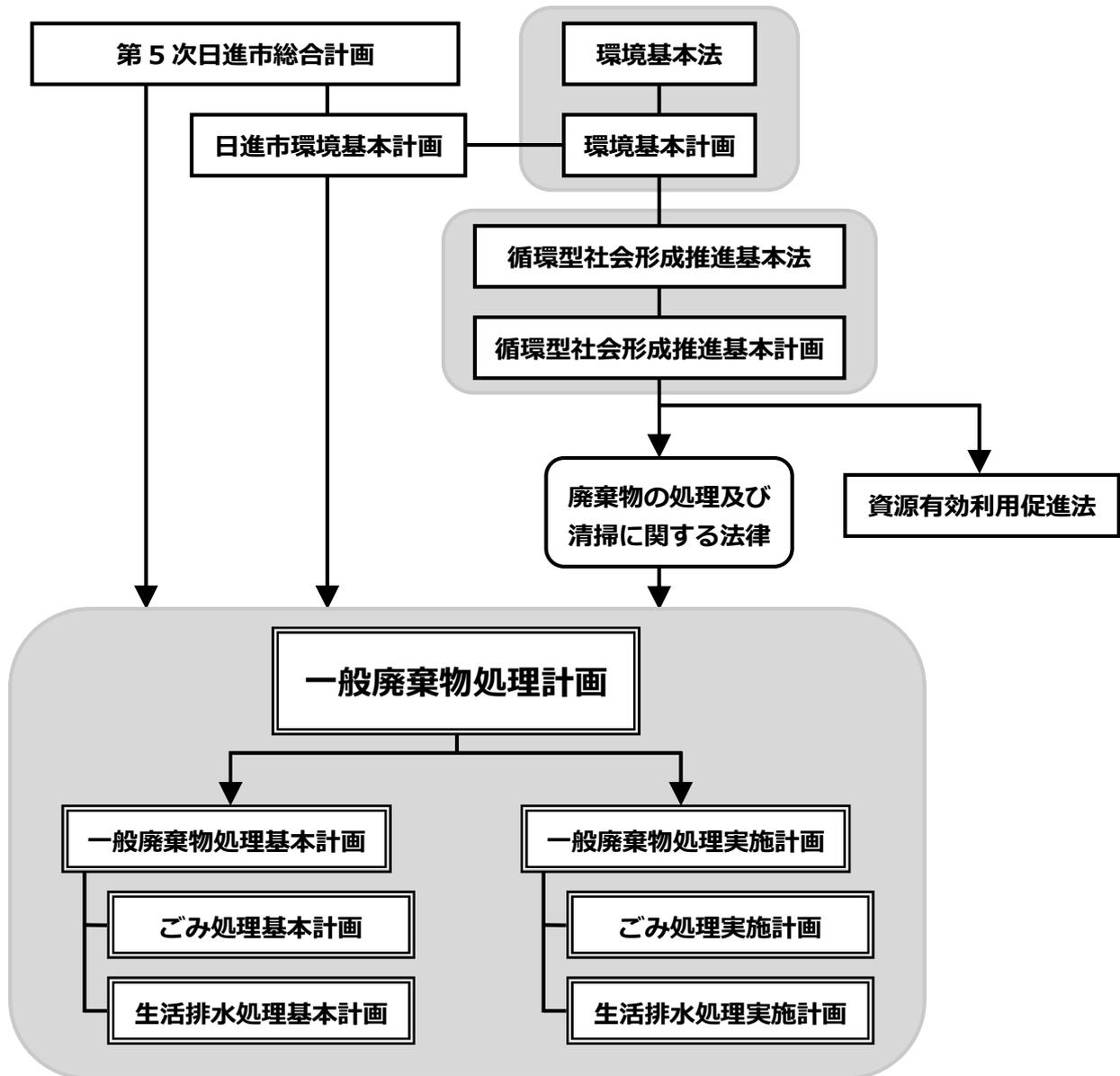
■ 中間見直しの実施の背景



2. 計画の位置づけ

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされています。本計画は、この法的根拠に基づき策定するものであり、市町村における一般廃棄物処理に関する長期的視点に立った基本方針を明確にし、かつ上位計画である第5次日進市総合計画及び日進市環境基本計画に掲げるごみ処理行政分野における事項を具体化させるための計画となります。

■計画の位置づけ



■各計画の主な関連事項

<p>第 5 次日進市総合計画 (平成 23 年 3 月策定)</p>	<p>基本目標 2 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現 第 2 節：環境 2. ごみの適正処理と再資源化の推進 (1)ごみ減量化の推進 ①4R等の実践に向けた意識啓発の推進 ②ごみの減量化に向けた取組 (2)ごみ再資源化の推進 ①エコドームの充実 ②資源回収拠点の充実 (3)尾三衛生組合との連携 ①適正な処理の継続 3. 自然環境の保全 (2)水辺環境の保全・創出 ①水質浄化に向けた取組</p>
<p>日進市環境基本計画 (平成 26 年 3 月改訂)</p>	<p>分野別計画 A. 川や池の水と水辺 A-1 川や池の水をきれいにする 施策 1 排水をきれいにしてから流す 分野別計画 J. 生活と廃棄物 J-1 環境にやさしい買い物を広める 施策 1 その必要性和手法を知る場・機会を増やす 施策 2 環境にやさしい買い物方法が選択できるようにする J-2 物を大切に使う暮らしを広める 施策 3 物を大切にしている行動や意識を育む 施策 4 身近に修理や再利用を進める場をつくる J-3 地球資源を活かすリサイクルを進める 施策 5 リサイクルに対する情報を共有し意識を育む 施策 6 多様で分別しやすいリサイクルルートを充実させる J-4 ごみは適正に処理されるようにする 施策 7 環境に配慮したごみ処理を進める</p>

3. 計画対象区域

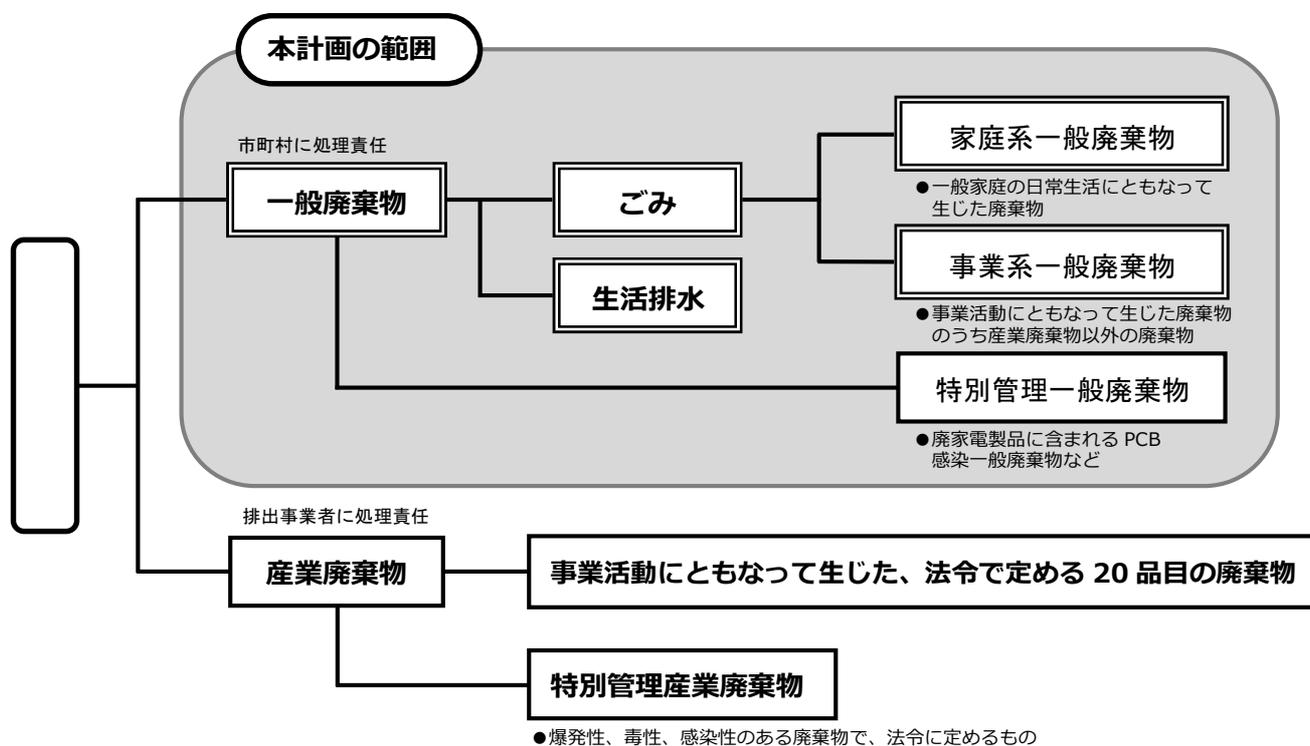
計画対象区域は、日進市の行政区域内全域とします。

4. 計画の対象

本計画の範囲は、日進市全域から発生する一般廃棄物とします。また、対象となる一般廃棄物（家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び生活排水）について、減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記するものとします。なお、特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物で、本市では直接収集運搬処分をしておらず、許可処理業者において処理処分しています。

廃棄物の種類と本計画の範囲を次に示します。

■ 廃棄物の種類と計画の対象



※特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、廃家電製品に含まれる PCB、感染一般廃棄物など、特別な管理を要するものを指します。廃棄物処理法施行令第 4 条の 2 にその収集、運搬及び処分(再生を含む)の必要な基準が示されており、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

5. 計画の目標年度

本計画の計画目標年度は、計画初年度の平成 24 年度より 15 年後の平成 38 年度となっています。

概ね 5 年ごとに見直すことを基本としており、今回は平成 29 年度から 5 年間の重点的な取組を中心に記載しています。

なお、次回は平成 33 年度に見直しを行う予定であり、この 5 年間の目標の達成状況、施策の実施状況及び実施効果を検証しながら、見直し内容の検討を行うこととします。

■計画期間と目標年度

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
内容 計画期間	計画策定	計画期間														
		基準年度				見直し 今年度)					見直し 予定)					計画目標年度
		概ね 5 年ごとに見直し					概ね 5 年ごとに見直し					概ね 5 年ごとに見直し				

6. 日進市のこの5年間の推移

	平成 23 年度	(変化)	平成 27 年度	H27/H23
■人口及び世帯数				
①人口	84,317 人	↗	88,256 人	4.7%増加
②世帯数	33,051 世帯	↗	35,043 世帯	6.0%増加
■ごみ量				
①家庭系ごみ量	16,521t	↗	16,605t	0.5%増加
②事業系ごみ量	4,871t	↗	5,391t	10.7%増加
③1人1日当たり 家庭系ごみ量	537g/人・日	↘	515g/人・日	4.1%減少
■リサイクル				
①資源収集量	7,474t	⇒	7,439t	0.5%減少
②リサイクル率	28.8%	↘	27.1%	1.7%減少
■ごみ処理費				
①1人当たり 年間ごみ処理経費	9,151 円/人	↗	9,251 円/人	1.1%増加

【推移の傾向】

- ・ 1人1日あたり家庭ごみ量は減少傾向にありますが、人口増加に伴い家庭系ごみ総量は微増傾向にあります。
- ・ 事業系ごみが増加傾向にあります。
- ・ 資源収集量は横ばい傾向にあります。

7. 中間見直しにおけるポイント

ごみ量の増加傾向、資源収集量の伸び悩みを改善するとともに、さらなるごみ処理経費の抑制に向けて、次の事項を中心に検討を行いました。

(1) ごみの最終処分量の低減

- ①家庭系生ごみの1人1日あたり5%減量の推進
- ②増加傾向にある事業系ごみの有効な減量策の検討、排出状況の把握・分析の実施検討

(2) リサイクル率の向上

- ①リサイクル可能な紙類の資源化の推進
- ②燃えないごみとして出されている金属、陶磁器等の分別収集・資源化の実施の検討

(3) ごみ処理費用の軽減

- ①燃えるごみ収集曜日の市内全域平日化のため、収集曜日の変更の検討
- ②収集業務の効率性向上のため、収集エリア区分の変更の検討

第1章 ごみ処理施策の評価と課題

1. 現行計画の数値目標の達成状況

現行計画に掲げられている2つの目標における最新の達成状況について、1人1日当たりごみ排出量は、現在の減少ペースでは達成は難しい状況にあります。リサイクル率については、目標値に近づいているものの、平成26年度から27年度にかけて上昇しており、達成は不透明な状況にあります。

■数値目標の達成状況

	目標値		実績値		評価
	平成28年度	平成38年度	平成23年度	平成27年度	
1人1日当たりごみ排出量	845g/人・日	746g/人・日	938g/人・日	914g/人・日	× 達成は難しい
リサイクル率	27.9%以上	28.5%以上	28.8%	27.1%	△ 達成は不透明

2. 現行計画の施策等の実施状況

(1) 「行政の役割」における施策実施状況

行政の役割について、平成24年度から28年度までの日進市としての実施状況を整理します。

基本方針1 ごみの排出抑制に向けた取り組みの推進

施策項目		実施状況
行政 の役割	①廃棄物の減量化の啓発	
	●分別収集・リサイクル情報の幅広い提供	○ 広報、ホームページ
	②環境教育の推進	
	●施設見学や出前講座等の開催	○ リサイクルツアー、大学説明会
	●推進情報コーナー設置の検討	×
	③家庭廃棄物処理装置設置に向けた支援	
●生ごみ堆肥化促進容器購入費補助金交付制度の周知	○ ホームページ	
●生ごみ処理機購入費補助金交付制度の周知	○ ホームページ	

基本方針2 資源化・リサイクルの推進

施策項目		実施状況
行政 の役割	①再使用・再生利用の促進	
	●リサイクル製品の積極的な利用	○ あいくる材等
	●市民参加型のフリーマーケット開催と広報活動	×
	②資源回収事業の推進	
	●資源回収事業奨励金交付制度の周知、団体回収の活性化	○ 説明会、補助方法変更
	●登録団体数の増加に向けた広報活動	○ ホームページ
③資源化・リサイクルに向けた啓発の推進		
●エコドームの周知、分別収集徹底や資源化率向上の促進	○ 広報、ホームページ	

	●エコドーム及び周辺の利便性向上	○ 回収品目の増加
	●分別収集・リサイクル情報の幅広く提供	○ ごみパツ毎々全戸配布
	●ごみの減量化・資源化に関する最新情報の把握、周知	○ 職員の研修への参加

基本方針3 適正な処理体制の構築

施策項目		実施状況
行政 の役割	①効率的な処理体制の検討	
	●中間処理施設での搬入量や最終処分量等の公表検討	○ 公表を実施
	●効率的な収集運搬体制の検討	○ 平日化、区域変更検討

(2) 市民の取組や認知の状況

平成 28 年 6 月に市民を対象に実施した「ごみ・生活排水に関するアンケート調査」の結果等より、施策に関する市民の取組や認知の状況について整理します。

※5段階評価の質問については「いつも取り組んでいる」+「大体取り組んでいる」の数値

基本方針1 ごみの排出抑制に向けた取り組みの推進

施策項目		アンケートによる市民の状況
行政 の役割	③家庭廃棄物処理装置設置に向けた支援	
	●生ごみ堆肥化促進容器購入費補助金交付制度の周知	知っている 23%
	●生ごみ処理機購入費補助金交付制度の周知	知っている 20%
市民 の役割	①ライフスタイルの見直し	
	●ごみ問題を意識した購買	必要以上のものは買わない 77% 家電製品は耐久性や修理を 考慮して購入 67%
	●「もったいない」意識の向上	修理等して長く使う様に している 64% ティッシュ等の代わりにハ ンカチ等を使用 35% 家庭でムダをなくすよう に話をする 37% 食べ残ししない、食べきれ る量しか作らない 81%
	②ごみの減量化の促進	
	●生ごみ堆肥化への協力	堆肥化の実施 7%
	●厨芥類等の水切りの徹底	三角コーナーで水切り 80%
	③簡易包装に対する協力	
	●簡易包装商品の選択	裸売りの野菜・魚を優先に 購入 23% 過剰包装を断る 63%
	●紙パック等の販売店回収の協力	リターナルびんは販売店に 引き取ってもらう 24%
	●買い物袋持参運動の実施	マイバックで買い物 86%

基本方針2 資源化・リサイクルの推進

施策項目		実施状況
行政 の役割	③資源化・リサイクルに向けた啓発の推進	
	●エコドームの周知、分別収集徹底や資源化率向上の促進	エコドーム知っている 92%
市民 の役割	①ごみ減量化・リサイクルに適した商品購入の促進	
	●使い捨て商品の使用自粛	詰替え商品を購入 78% 使い捨て商品は購入しない 50%
	②ごみの減量化・リサイクルの促進	
	●ごみの分別排出及びリサイクルの徹底	ごみ減量やリサイクルに取り 組む 86%
	●不用品の有効利用	フリーマーケット・バザー に参加・出品 3% リサイクルショップを利用 10%

基本方針3 適正な処理体制の構築

施策項目		実施状況
市民 の役割	①ごみの適正な排出	
	●排出方法の遵守、適正な分別排出	ごみ減量やリサイクルに取り 組む 86% （再掲）

<施策等の実施状況の総括>

(1) 「行政の役割」における施策実施状況

- ・ごみの排出抑制、資源リサイクルの推進、処理体制の構築について、現行計画に基づき概ね実施若しくは着手を行っています。今後はこれらの実施効果を見極めながら、着実に継続していくことが求められます。
- ・「推進状況コーナーの設置の検討」「市民参加型フリーマーケットの開催と広報活動」については未実施であり、今後の実施については、市民のニーズ等を見極めながら判断していくことが求められます。

(2) 市民の取組や認知の状況

- ・ごみの排出抑制、資源リサイクルの推進、処理体制の構築に対し、概ね市民の認知度や意識は高く、全般的には生活において意識した行動を行っていることが伺えます。
- ・その中でも、「ティッシュを使わない」「堆肥化の実施」「裸売りを優先に購入」「フリーマーケット・バザーに参加・出品」「リサイクルショップを利用」など、個人のライフスタイルにも関わる個別の取組については、取組状況が低く表れています。
- ・市民に対しては、全般的な環境意識を向上させながら、個々のライフスタイルに応じて判断しながらより適切な行動を促すような方策が必要となっています。

3. 課題の整理

(1) 排出抑制

日進市のごみ排出量原単位は、平成 26 年度では 907g/人・日となっています。全国は 947g/人・日、愛知県は 934g/人・日であり、全国・愛知県と比較すると少ない結果となっています。一方、日進市のごみ排出量原単位を経年でみると、家庭系ごみは平成 23 年度から 24 年度にかけて増加し、その後減少傾向になっていますが、事業系ごみは増加傾向になっています。

市民のごみ減量等に関する取組状況は、ごみ問題を意識した購買活動やマイバック持参、生ごみの水切りについては多くの市民が取り組んでいます。生ごみの堆肥化等の取組は 1 割未満となっています。

このため、ごみの排出抑制や減量対策についての一層の理解、丁寧な周知啓発等により、市民や事業者の取組の促進が必要となっています。また、不用品交換やリユースの支援体制の構築、地域活動などの中で再生品の利用促進、事業者への呼びかけなど、ごみの排出抑制にむけたシステムづくりが必要となっています。

(2) 資源化

日進市では、資源の拠点回収・団体回収、エコドーム等の拠点回収による資源化を行っています。また、尾三衛生組合においては、焼却処理後の磁選処理により、鉄・アルミの資源化を行っています。日進市のリサイクル率は、平成 26 年度には 27.7% となっており、全国の 20.65%、愛知県の 22.3% に比べ非常に高くなっています。しかし、日進市のリサイクル率は平成 27 年度には若干低下しています。

可燃ごみの組成分析結果では紙類が 27%、その内リサイクル可能な品目が 16% を占めており、さらにプラスチック製容器包装が 9% を占めていました。また不燃ごみの組成分析結果では、金属・ガラス・陶磁器等が 35%、ガラスびん類が 13%、プラスチック性容器包装類が 6% を占めていました。

地球環境の保全、資源の循環利用の観点から、資源化やリサイクルはより一層推進することが必要です。このため、ごみ排出時における分別の徹底を市民・事業所に呼び掛けるとともに、資源としての回収品目の拡大、店舗や地域等との協力による資源の回収機会の拡大等は必要となっています。また、ごみ処理やリサイクルの経過や方法等がわかると分別しやすいという意見もあることから、市民や事業所への、ごみに関する情報提供や知識普及が必要となっています。

(3) 収集運搬

アンケート調査より、拠点・ステーション数や、燃えるごみ・燃えないごみ・プラスチック製容器包装・びん・缶・粗大ごみの収集回数、ごみ袋の価格についての満足度は高く、現状の収集運搬方法については概ね理解は得られています。

一方で、資源回収拠点で新たに回収して欲しい品目として、段ボールや発泡スチロール、ペットボトルなどが挙げられており、回収品目や回収方法についての検討が必要となっています。また、ごみステーションの管理や収集マナーに対する意見も多いことから、地域と行政との協働による対応の検討が必要となっています。

(4) 中間処理

日進市分のごみに対する焼却による中間処理については、焼却処理量・残渣量ともにほぼ横ばい状況となっており、焼却以外の中間処理量についてもほぼ横ばい傾向となっています。

また、尾三衛生組合が運営している中間処理施設については、東郷美化センターごみ焼却工場棟及びリサイクルプラザ工場棟ともに定期的な精密機能検査を行い、適切で安全な運営管理に努めているものの、平成9年度の稼働後20年が経過しているため、施設の老朽化への対応や延命化に向けた各種対策が必要となっています。

(5) その他

平成26年度の日進市の一人あたり年間ごみ処理費は9,263円/人、1tあたりの処理費は32,242円/tとなっており、それぞれ平成22年の12,900円/人、38,285円/tに比べ大きく減少しています。しかし、人口増加等に伴うステーション・拠点数の増加などが見込まれるとともに、尾三衛生組合施設等の長寿命化等に係る経費も踏まえ、廃棄物処理経費については現状の水準を大きく逸脱することがないように、方策を検討していくことが必要になります。

また、ごみ処理経費については、市民や事業所にできるだけその内訳の情報を公開することにより、市民のごみ減量や適正な分別に対する意識向上につなげていくことが必要となっています。

第2章 基本方針

第1節 基本方針

1. 基本理念

本市では、ごみの分別収集や指定袋等の採用、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入費助成による厨芥類の排出抑制、減量化、エコドーム等による拠点回収や団体回収の助成などのリサイクルの推進を始めとする資源循環型社会の構築に向けた各施策を推進してきました。

しかし、社会・経済情勢の変動や、それに伴うライフスタイルの変化により、排出されるごみの量や質もまた変化し、人とごみとの関わり方も変化してきています。本市においても、広域圏の交流人口や定住人口の流入促進拠点の形成により、今後ますます住宅地や商業施設等は増加し、それに伴い人口の大幅な増加が見込まれています。

そのため、一人でも多くの市民・事業者の協力のもと、ごみの排出抑制、減量化に係る施策や事業への積極的な参加を促し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、一体となつてごみと関わっていくことが重要となります。資源化に向けたより一層の対策を推進し、本市の豊かな自然環境を子どもたちに引き継いでいくために循環型社会の形成を目指します。

2. 基本方針

基本理念を踏まえ、具体化するための方向性として、次の基本方針を定めます。

基本方針1 ごみの排出抑制に向けた取り組みの推進

廃棄物は排出者が責任をもって処理することを前提として、市民一人ひとりの購買～消費～廃棄、事業者それぞれの生産～販売～廃棄といった一連の経済活動の中から、総合的なごみの発生抑制を推進していきます。

基本方針2 資源化・リサイクルの推進

すべての市民、事業者が、無理なく継続できる円滑な資源回収の体制整備に努めるとともに、環境負荷の低減を目的とした資源化、リサイクルを推進します。

基本方針3 適正な処理体制の構築

循環型社会の形成を踏まえた運搬収集・中間処理・最終処分の各段階での、環境保全への配慮や効率化に向けた最適な処理・処分体制を構築します。

また、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、それらに係る施策や事業への積極的な参加を促し、互いに協力していく体制の整備を推進します。

第2節 達成目標

1. ごみ排出量の削減目標

ごみの排出抑制に関連する国の方針では、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月）において、一般廃棄物排出量を平成24年度比で平成32年度までに約12%削減すること、また、平成32年度において1人1日当たりの家庭系ごみを500gとすることを目標に掲げています。

現在、本市の平成27年度における、家庭系+事業系のごみ排出量は914g/人・日となっており、減少傾向にはあるものの、現行計画の目標値である845g/人・日とは大きな差があります。本市では平成24年度に本計画の策定を行い、数値目標の達成に向けた様々な取組みを行ってきましたが、急激なまちの発展による転入者の増加やライフスタイルの変化など、様々なことが要因となり、目標は未達成となっています。そのため、現状を再認識し、更なるごみの減量化に向けた具体的な取組みの推進が必要となります。

今回の見直しにおいては、今後も見込まれる人口増加や産業活動の活発化も踏まえて、数値目標の項目は「年間ごみ量（家庭系+事業系）」及び「1人1日当たり家庭系ごみ量」に変更し、今後の施策の実施見通しをもとにした算定により、目標値を次のとおり設定します。

数値目標1 年間ごみ量（家庭系+事業系） 平成27年度 21,996 t ⇒ 平成38年度 22,680t
数値目標2 1人1日当たり家庭系ごみ量 平成27年度 515g/人・日 ⇒ 平成38年度 483g/人・日

※人口見通し：平成27年 88,256人 ⇒ 平成38年 97,703人

2. リサイクル率の目標

リサイクル率に関連する国の方針では、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月）において、平成32年度に約27%に向上させることを目標に掲げています。

現在、本市の平成27年度のリサイクル率は27.1%であり、国の目標値については概ね達成していますが、更なるリサイクルに向けた推進施策の展開が必要となります。

このため、今回の見直しにおいては、今後実施を予定している資源回収品目の拡大の実施を踏まえた算定により、目標値を次のとおり設定します。

数値目標3 リサイクル率 平成27年度 27.1% ⇒ 平成38年度 30%

第3章 基本計画

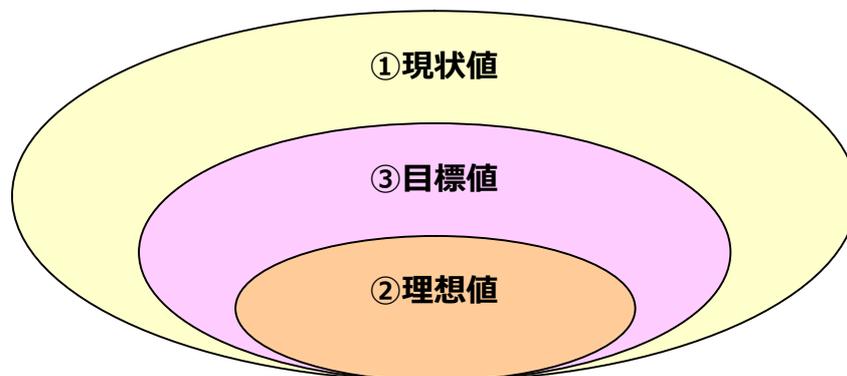
第1節 目標値の設定

1. 設定方法

ごみ排出量の目標値の設定については、平成27年に排出されたごみの組成割合実績を基にして、平成29年度以降に実施を予定する分別区分の変更（資源化品目の拡大）を踏まえて、資源回収に移行する量を予測し、人口増加等も加味しながら、ごみ排出量（可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ）を算定します。

なお、目標値の設定においては、次の3つの数値を算定します。

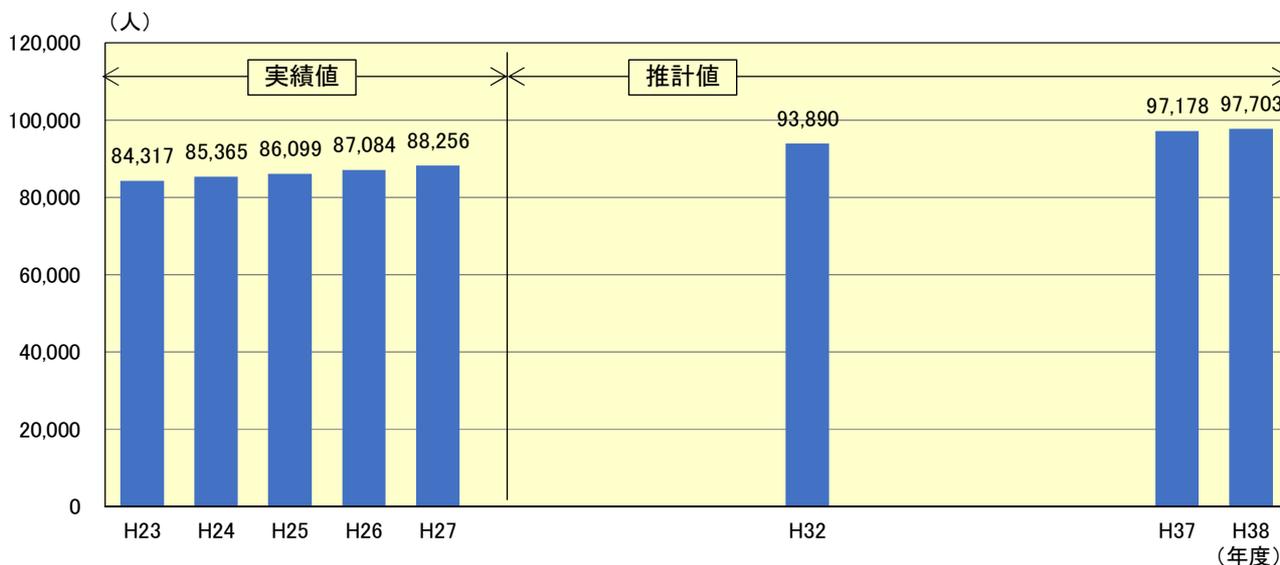
- ①現状値の算定
- ②理想値の算定（実施を予定する施策の成果がすべて現れた場合の数値）
- ③目標値の算定（実施を予定する施策の成果が一部現れないことも想定した現実的な数値）



2. 人口の予測

今回の見直しにおいては、平成27年度に策定した「日進市人口ビジョン」における人口予測の数値を用いることとします。なお、計画収集人口は行政区域内人口とし、自家処理人口はないものとししました。本市の人口の予測は次のとおりです。

■人口の予測（各年度末現在 資料：日進市人口ビジョン）



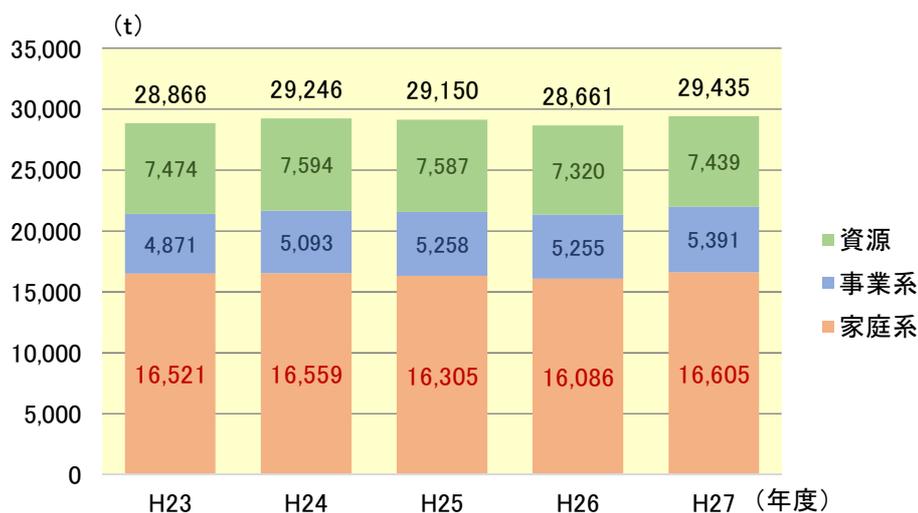
3. 現状値の整理

(1) ごみ総量（家庭ごみ+事業系ごみ+資源）

平成 27 年度のごみ（資源を含む）の総量は 29,435t となっています。平成 24 年度から 26 年度までは減少傾向にありましたが、27 年度には増加に転じています。

ごみの内訳は、家庭系ごみが全体の 56%となっており、事業系ごみは 18%、資源は 25%となっています。

■ごみ総量・内訳（資料：日進市清掃事業概要）

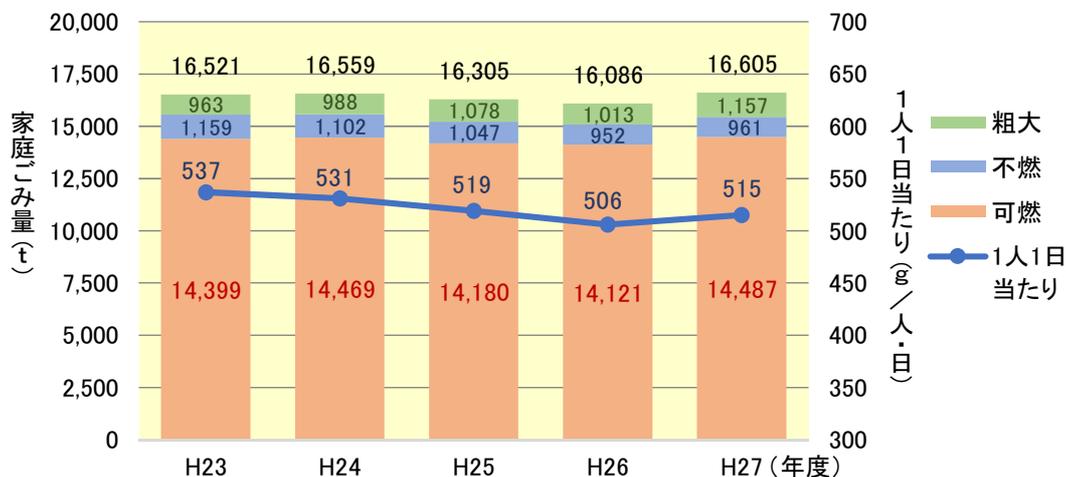


(2) 家庭系ごみ量

平成 27 年度の資源を除く家庭系ごみの総量は 16,605t、人口 1 人 1 日当たりでは 515g/人・日となっています。1 人 1 日当たり量は平成 26 年度までは減少傾向にありましたが、27 年度には増加に転じています。平成 27 年度の増加については、転入者増加に伴う引っ越しごみの増加も要因の 1 つと推測されています。

平成 27 年度の家庭系ごみの内訳は、可燃ごみが全体の 87%となっており、不燃ごみは 6%、粗大ごみは 7%となっています。

■家庭系ごみの総量・内訳及び人口 1 人 1 日当たり量の推移

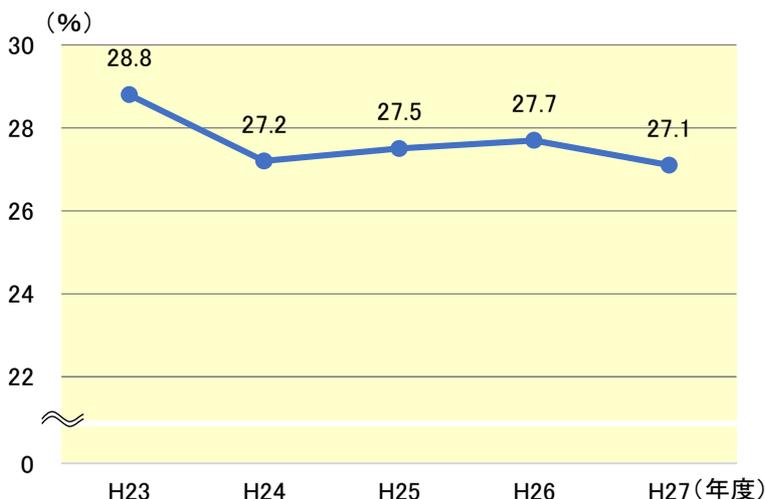


(3) リサイクル率（資源÷ごみ総量）

平成 27 年度のリサイクル率は 27.1%となっています。平成 24 年度から 26 年度にかけては上昇傾向にありましたが、ごみ総量の増加に伴い、平成 27 年度には低下しました。

$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{総資源化量}}{\text{収集ごみ量} + \text{直接搬入ごみ量} + \text{集団回収量}}$ $\text{総資源化量} = \text{施設処理に伴う資源化量} + \text{直接資源化量} + \text{集団回収量}$

■ リサイクル率の推移（資料：環境省 一般廃棄物実態調査結果）



(4) 家庭系ごみの組成状況

平成 27 年度の家庭系ごみの組成状況は、可燃ごみについては、塵芥が 46%、生ごみが 40%と多くなっており、紙類は 14%となっています。

不燃ごみについては、容器包装を除くプラスチックは 65%と多くなっており、陶磁器ガラスは 20%、金属は 15%となっています。

■ 家庭系ごみの組成状況（平成 27 年度）

項目	内容	組成割合	重量
可燃ごみ	塵芥	46%	6,664t
	生ごみ	40%	5,795t
	紙類	14%	2,028t
	合計	100%	14,487t
不燃ごみ	容器包装を除くプラスチック	65%	625t
	陶磁器ガラス	20%	192t
	金属	15%	144t
	合計	100%	961t
粗大ごみ			1,157 t
家庭系ごみ			16,605 t
資源	資源回収		7,439 t

※組成割合は、尾三衛生組合及び日進市による各組成調査結果より算定

※不燃ごみの組成割合は、現場で作業員が判断した区分によるもの。中には複合物もあるため、すべてを資源として計上すると実際の数値と差異が生じると想定されるため、若干少なく見積もっている。

4. ごみ処理に関する制度変更

焼却・埋立ごみの減量を図るとともに、資源化をさらに推し進めるため、ごみ処理に関して、次の制度変更を行うものとします。制度の変更に加えて、ごみ減量や資源化の推進に向けて、次の取組についても市民や事業所の協力のもと推進していくこととします。

(1) ごみ処理に関する制度変更

①不燃ごみの分別・収集方法の変更

これまで、不燃ごみとして収集していた品目について、次のとおり分別を変更します。

- 「陶磁器・ガラス」「金属」は「資源」として収集
- 「スプレー缶」は穴をあけずに「資源」として収集
- 「容器包装を除くプラスチック」は「可燃ごみ」として収集

※平成 29 年度から変更の準備を開始し、周知期間を経て実施に移します。

※上の分別の変更が完了した際には、「不燃ごみ」の区分の廃止を目指します。

②可燃ごみの収集曜日・エリア区分の変更検討

可燃ごみ排出における市民の利便性向上とともに、収集における効率性向上のため、次の変更の検討を行います。

- 収集曜日の変更の検討
- 収集曜日の変更に伴う、可燃ごみ収集エリア区分の再編の検討 など

※これらの変更については、今後、市民の意見を聞きながら検討し、決定します。

(2) その他の市民や事業所への協力要請

①生ごみの減量

ごみ減量に向けた当面の重点的な取組として、生ごみの 5%減量を目指し、次のように協力を要請します。

- 生ごみとして出す量を減らす
- 食品ロスの削減
- 生ごみを出す際の水切りの励行 など

②リサイクル可能な紙類は資源として出す

これまで可燃ごみとして回収していた紙類には 15%のリサイクル可能な紙類が含まれていることから、そのうち 20%を資源化することを目指し、次のように協力を要請します。

- 雑紙も含め、リサイクル可能な紙類は、可燃ごみではなく資源として出す など

5. 目標値の算定

(1) 家庭系ごみ量

①理想値の算定

理想値については、次のように施策を完璧に実施して、成果がすべて現れると想定した場合の数値を推計します。

- ▼「生ごみ」を5%削減
- ▼「金属ごみ」「陶磁器ガラス」を「不燃ごみ」から「資源」に変更
- ▼「紙類」のすべてを「可燃ごみ」ではなく「資源」に出すように徹底
- ▼「容器包装を除くプラスチック」は「不燃ごみ」から「可燃ごみ」に変更

<分別区分変更後の「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源」の算定>

上の施策を実施した場合、平成27年度の実績値から算定すると、次のとおりに試算されます。

「可燃ごみ」	14,487 t ⇒ 12,794 t	「不燃ごみ」	961 t ⇒ 0
「粗大ごみ」	1,157 t ⇒ 1,157 t	「資源」	7,439 t ⇒ 9,803 t

■平成27年度の実績をもとにした施策実施後の試算

(平成27年度年間実績値－施策実施前)

項目	内容	組成割合	重量
可燃ごみ	塵芥	46%	6,664t
	生ごみ	40%	5,795t
	紙類	14%	2,028t
	合計	100%	14,487t
不燃ごみ	容器包装を除くプラスチック	65%	625t
	陶磁器ガラス	20%	192t
	金属	15%	144t
	合計	100%	961t
粗大ごみ			1,157t
家庭系ごみ			16,605t
資源	資源回収		7,439t

(施策実施後)

項目	内容	重量
可燃ごみ	塵芥	6,664t
	生ごみ	5,505t
	容器包装を除くプラスチック	625t
	合計	12,794t
不燃ごみ		-
粗大ごみ		1,157t
家庭系ごみ		13,951t
資源	資源回収	7,439t
	紙類	2,028t
	陶磁器ガラス	192t
	金属	144t
	合計	9,803t

<1人1日当たりのごみ量（可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ）の算定>

上の試算結果をもとにした、施策実施後の1人1日当たりごみ量を理想値として算定します。

■ 1人1日当たりごみ量の理想値の算定

	施策実施前	施策実施後
可燃ごみ	14,487 t	12,794 t
不燃ごみ	961 t	0
粗大ごみ	1,157 t	1,157 t
合計	16,605 t	13,951 t
人口（平成 27 年）	88,256 人	88,256 人
1人1日当たりごみ量	515g/人・日	433g/人・日 ←理想値

②目標値の算定

目標値については、次のように施策を実施しますが、現実的成果を想定した場合の数値として推計します。

- ▼ 「生ごみ」を5%削減
- ▼ 「金属ごみ」「陶磁器ガラス」を「不燃ごみ」から「資源」に変更
- ▼ 「紙類」は、「可燃ごみ」として出されている量の20%を「資源」として出す
- ▼ 「容器包装を除くプラスチック」は「不燃ごみ」から「可燃ごみ」に変更

<分別区分変更後の「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源」の算定>

上の施策を実施した場合、平成27年度の実績値から算定すると、次のとおりに試算されます。

「可燃ごみ」 14,487 t ⇒ 14,416 t	「不燃ごみ」 961 t ⇒ 0
「粗大ごみ」 1,157 t ⇒ 1,157 t	「資源」 7,439 t ⇒ 8,181 t

■平成27年度の実績をもとにした施策実施後の試算

(平成27年度年間実績値－施策実施前)				(施策実施後)			
項目	内容	組成割合	重量		項目	内容	重量
可燃ごみ	塵芥	46%	6,664t	5%削減	可燃ごみ	塵芥	6,664t
	生ごみ	40%	5,795t			生ごみ	5,505t
	紙類	14%	2,028t			紙類	1,622t
	合計	100%	14,487t			容器包装を除くプラスチック	625t
不燃ごみ	容器包装を除くプラスチック	65%	625t	20%	合計	14,416t	
	陶磁器ガラス	20%	192t		不燃ごみ	-	
	金属	15%	144t		粗大ごみ	1,157t	
	合計	100%	961t		家庭系ごみ	15,573t	
粗大ごみ					資源	資源回収	7,439t
家庭系ごみ						紙類	406t
資源	資源回収		7,439t			陶磁器ガラス	192t
						金属	144t
						合計	8,181t

<1人1日当たりのごみ量（可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ）の算定>

上の試算結果をもとにした、施策実施後の1人1日当たりごみ量を目標値として算定します。

■1人1日当たりごみ量の目標値の算定

	施策実施前	施策実施後	
可燃ごみ	14,487t	14,416t	
不燃ごみ	961t	0	
粗大ごみ	1,157t	1,157t	
合計	16,605t	15,573t	
人口（平成27年）	88,256人	88,256人	
1人1日当たりごみ量	515g/人・日	483g/人・日	←目標値

(2) 年間ごみ量

年間ごみ量（資源を除く）は、家庭系ごみ+事業系ごみの合計値です。事業系ごみについては組成調査が未実施であり、施策の実績見込みによる算定は困難であることから、家庭系ごみと事業系ごみの平均的な重量割合から算定します。

⇒家庭系ごみ：事業系ごみ=76：24

	重量割合	H27 現状値	H27 取組後	H38 理想値	
1人1日当たり 家庭系ごみ量	-	515g/人・日	433 g/人・日	433 g/人・日	
人口	-	88,256 人	88,256 人	97,703 人	
家庭系ごみ量	76	16,605t	13,951t	15,444t	
事業系ごみ量	24	5,391t	4,406t	4,877t	
合計（年間ごみ量）	100	21,996t	18,357t	20,321t	←理想値

	H27 取組後	H38 目標値
1人1日当たり 家庭系ごみ量	483 g/人・日	483 g/人・日
人口	88,256 人	97,703 人
家庭系ごみ量	15,573t	17,240t
事業系ごみ量	4,918t	5,444t
合計（年間ごみ量）	20,491t	22,684t

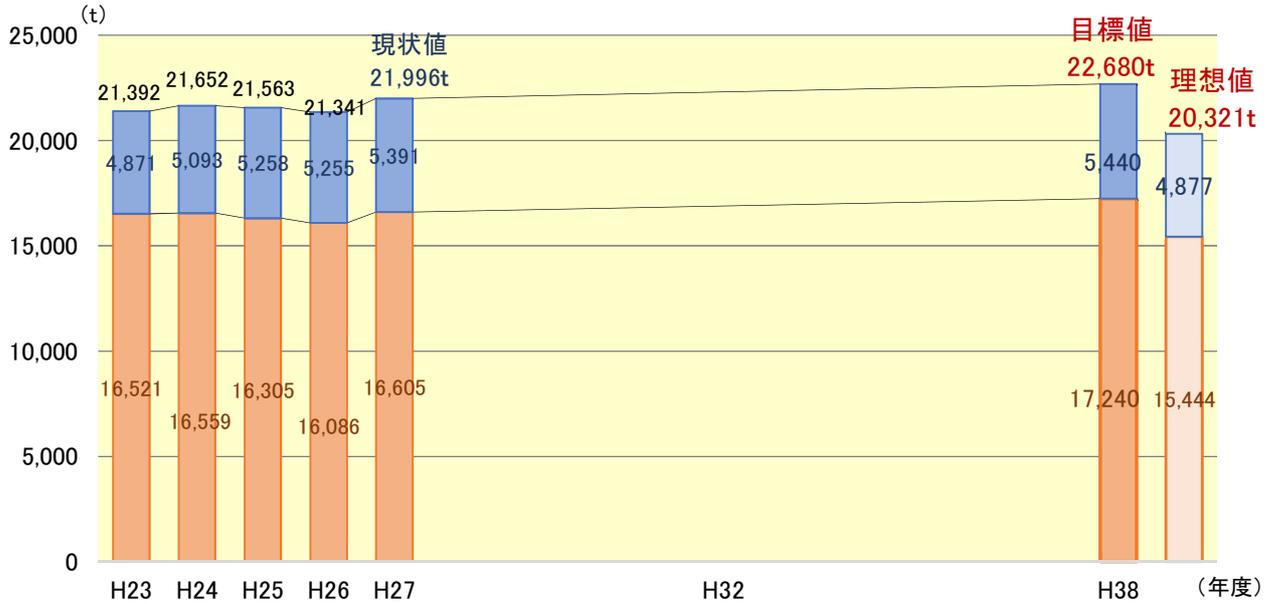
約 22,680t ←目標値

<事業系ごみ量の理想値・目標値の算定について>

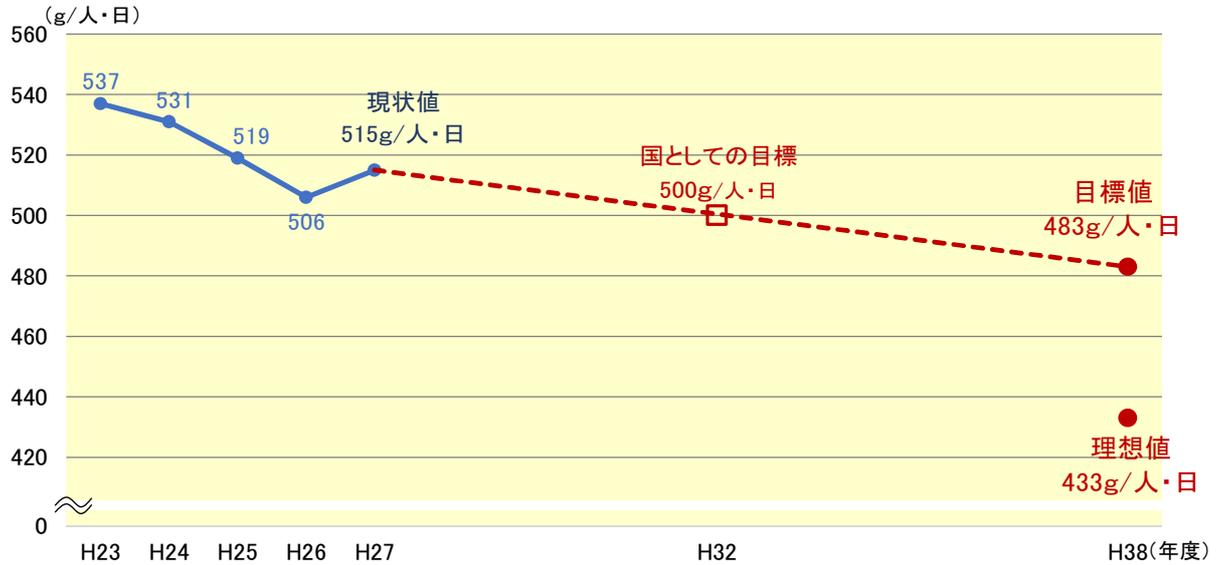
事業系ごみについては、組成調査が未実施であることから、今回の目標値及び理想値の設定に際しては、家庭系ごみとの重量割合から算定しています。

今後、事業系ごみの組成調査を尾三衛生組合と協力して実施することとし、次回の計画見直し時には、この組成調査をもとにした減量のための施策の立案、目標値の設定を行う予定とします。

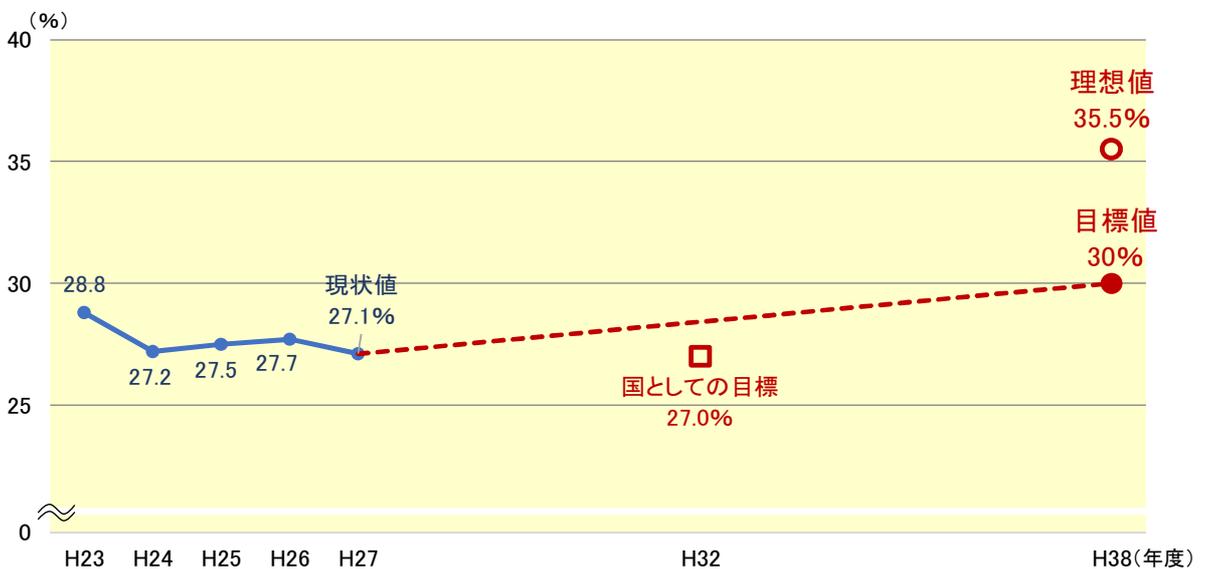
■年間ごみ量（家庭系ごみ量+事業系ごみ量）の目標値



■1人1日当たり家庭系ごみ量の目標値



■リサイクル率の目標値



第2節 ごみ処理の主体

廃棄物の排出抑制と資源化の促進のためには、消費の主体である市民とともに、製造販売に係る事業者並びに処理を行う行政の3者が一体となって取り組むことが重要となります。

基本理念を実現するための市民・事業者・行政の各主体の役割を、次のように定めます。

(1) 行政の役割

一般廃棄物処理責任者として各主体と相互に連携・協力を図りながら、ごみの減量化・資源化に関する総合的かつ計画的な施策や適正処理を推進し、循環型社会の形成に取り組みます。

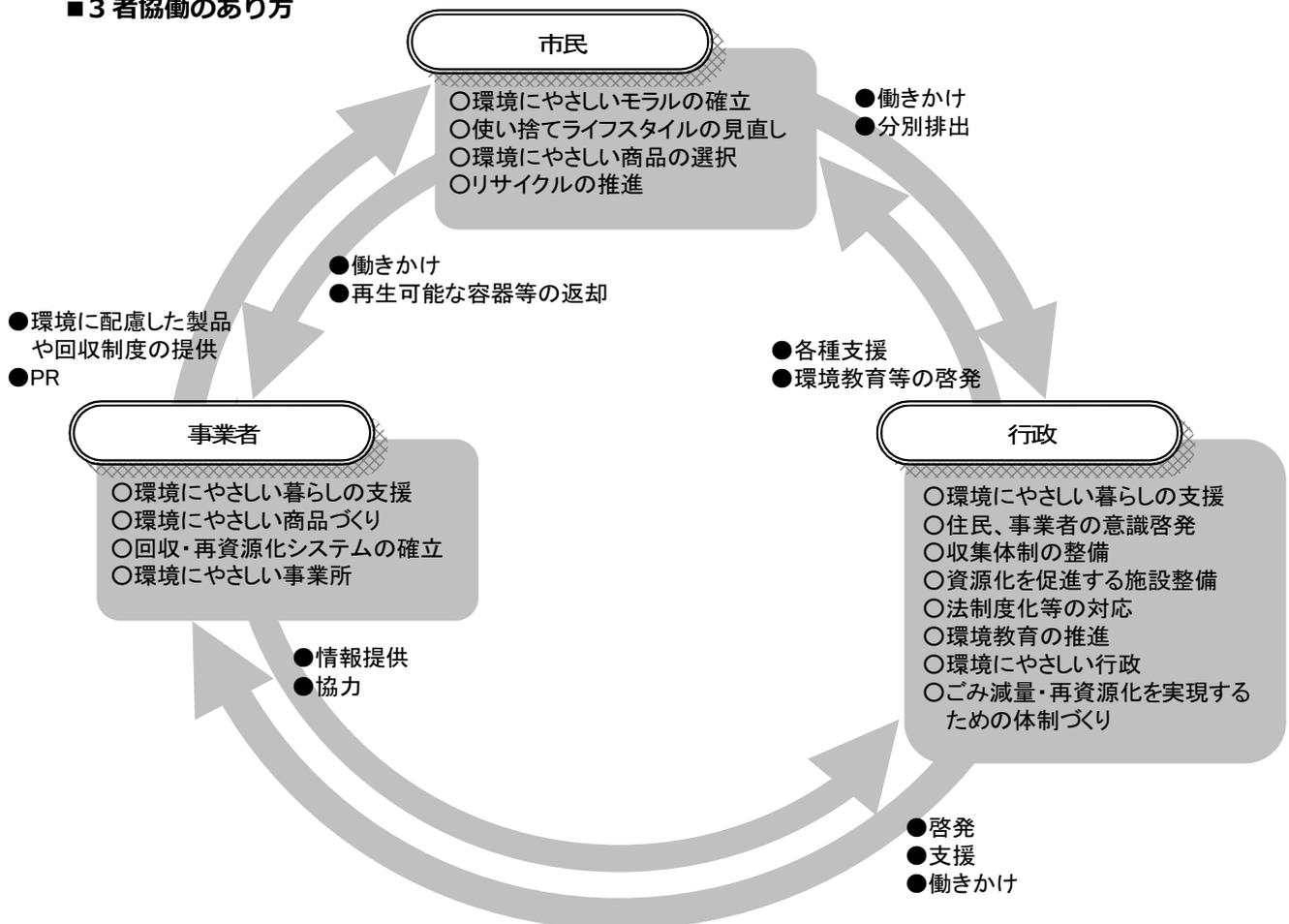
(2) 市民の役割

購買～消費～廃棄の各段階において、ごみの減量化・資源化を図るために4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)に取り組んでいます。

(3) 事業者の役割

ごみの排出量抑制を視野に入れた事業活動を計画的に推進します。また、生産・流通・販売等の各段階における環境負荷に配慮した製品づくりに取り組んでいます。

■3者協働のあり方



第3節 排出抑制・再資源化計画 【主に日進市が実施】

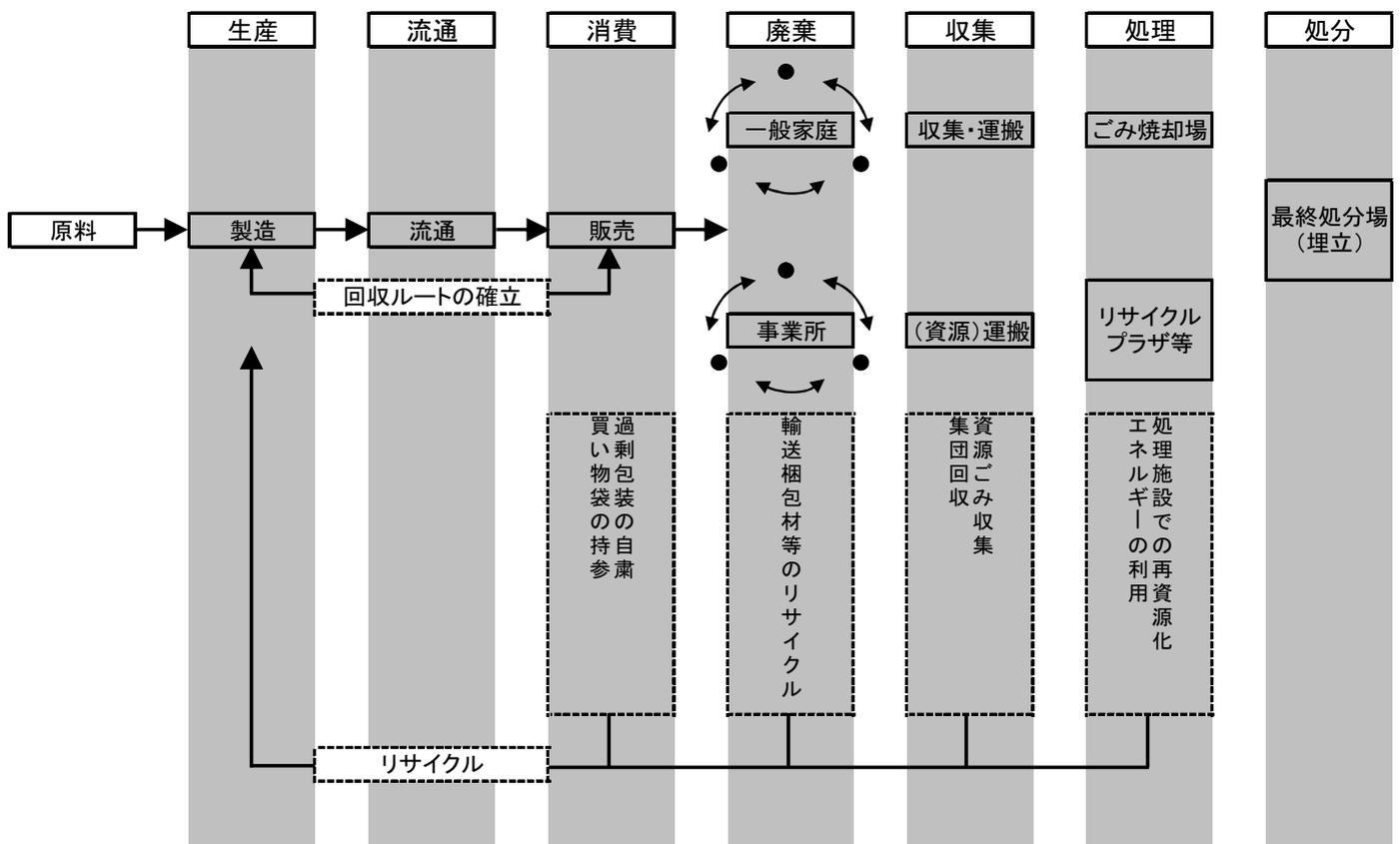
1. 排出抑制・再資源化の概念

(1) 廃棄物の排出抑制と資源化社会の概念

ごみの排出抑制及び資源化は、生産→流通→販売・消費→廃棄に至る製品、流通の各過程、ならびに収集→処理→処分に至る各過程においてそれぞれ行うこと重要です。生産から廃棄の段階では、製造工程等の見直しによる廃棄物の発生しにくいシステムの構築による発生抑制、廃棄物を原料として資源化する排出抑制などの取り組みが必要となり、流通～販売・消費過程でも同様に、包装材の節減や容器等の回収・資源化などが必要となります。一方、廃棄される段階では、修理・再生や資源として回収する再利用、熱やエネルギーとしての資源化などが必要となります。

ごみの排出抑制と資源化社会の概念図を次に示します。

■ 廃棄物の排出抑制と資源化社会の概念



(2) 排出抑制・資源化に向けた方策の概念

ごみの排出抑制及び資源化は、次に示す製品の各段階において、事業者、消費者、行政の三者がそれぞれ進めることが重要となります。また、品目ごとに3者それぞれの視点で、一般的な排出抑制及び資源化の方策を進める必要があります。製品の各段階における3者の排出抑制・資源化方策、品目別の排出抑制・資源化方策のそれぞれの例を次に示します。

■製品の各段階における3者の排出抑制・資源化方策の例

過程	対象者	方策
生産	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルの容易な製品の開発 ・ 再生資源の利用拡大 ・ 適正包装の推進 ・ 使い捨て容器の自粛 ・ 容器等の規格統一
流通・販売	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流通資材の簡素化 ・ 過剰包装の廃止 ・ 再生資源使用製品の販売促進 ・ トレイ等の使用抑制 ・ レジ袋等の使用抑制 ・ デPOSIT容器の販売促進 ・ 資源化可能品の回収システムの確立
消費・廃棄	消費者・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使い捨て商品、容器の購入自粛 ・ 買い物時における袋等の持参 ・ 過剰包装の辞退 ・ 再生資源利用商品の購入 ・ 資源回収の利用 ・ 生ごみの水切り、家庭用堆肥器等の利用
処理	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源ごみの分別回収 ・ 粗大ごみ等の修理、再利用 ・ 中間処理後資源化物の回収 ・ 生ごみの堆肥化 ・ 焼却による熱エネルギーの利用 ・ 焼却残渣の有効利用

<種類別資源化の方針>

各ごみの種類別の資源化方針を次に示します。

(ア) 可燃ごみ

■可燃ごみの資源化方針

No.	項目	内容
1	厨芥類	<ul style="list-style-type: none"> ・自家処理を支援し、維持するためコンポスト、生ごみ処理機の普及を図ります。 ・厨芥類の排出等には、水切りの実施の協力を求めています。
2	剪定草木・木くず等	<ul style="list-style-type: none"> ・今後チップ化等の資源利用を検討します。
3	繊維類（衣類等）	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドームでの回収や各種団体によるバザー等の活動の支援を図り、リユースの促進をします。

(イ) 不燃ごみ

不燃ごみについては、「陶磁器・ガラス」「金属」の資源化により、回収区分の変更を目指していきます。

(ウ) 粗大ごみ

■粗大ごみの資源化方針

No.	項目	内容
1	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別回収を実施し、広報やパンフレット等での啓発により、粗大ごみ処理券の貼付等の排出方法についての周知を図ります。また、家電リサイクル法の対象となるテレビ、薄型テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンについては、買い替え時における小売業者に適切に引き渡すように指導していきます。

(エ) 資源ごみ

■資源ごみの資源化方針

No.	項目	内容
1	紙類（新聞、雑誌、チラシ、段ボール、飲料用紙容器等）	<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収活動の活性化を図ることにより資源化を促進するものとし、集団回収の実施にあたっては、活動が活発に行えるよう、活動団体への支援や回収業者の確保等について自治体が協力するものとし、 ・分別収集を実施し、広報やパンフレット等での啓発により、分別区分の徹底や排出方法についての周知を図ります。
2	紙製容器包装類	
3	プラスチック製容器包装類	
4	白色トレイ	
5	ペットボトル	
6	金属	
7	陶磁器・ガラス	
8	びん類	
9	缶類	

10	スプレー缶	・分別収集を実施し、広報やパンフレット等での啓発により、分別区分の徹底や、穴をあけずに排出する等の方法についての周知を図ります。
----	-------	--

(オ) 有害ごみ

■ 有害ごみの資源化方針

No.	項目	内容
1	電池、蛍光灯等	・分別収集を実施し、販売店回収のシステム等について市民への啓発を行います。また、販売店回収の実施について販売店への指導等を行っていきます。

■ 品目別の排出抑制・資源化方策の例

品目	市民	事業者	行政	
可燃ごみ・資源ごみ	厨芥類	・水切りの励行 ・家庭用堆肥化容器、電気式生ごみ処理機の利用	・事業に伴って発生する生ごみの堆肥化等 ・堆肥化容器の普及、助成 ・役所での生ごみ堆肥化促進	
	紙類	・包装の簡素化協力 ・再生紙の使用 ・紙パック回収の促進 ・集団回収への参加、協力 ・回収業者への売却	・再生紙の販売促進 ・原料古紙の利用促進 ・紙パックの自主回収 ・包装の簡素化 ・分別排出の促進 ・自主回収の促進	・包装簡素化の指導、支援 ・再生紙の利用促進 ・回収ルートの整備 ・集団回収の促進 ・分別収集の整備
	プラスチック類	・使い捨て容器の購入自粛 ・買い物用ポリ袋の使用自粛 ・包装の適正化に協力 ・トレイ等の回収協力	・使い捨て容器の製造販売の自粛 ・包装の簡素化 ・分別回収のための材質表示 ・ペットボトル等の自主回収促進 ・トレイ等の自主回収 ・発泡スチロールの再資源化の促進	・包装簡素化の指導、支援 ・回収ルートの整備 ・再資源化の研究等
	衣類	・不要品交換等の利用 ・リフォームによる再活用 ・集団回収への参加、協力	・古着の販売ルート開拓 ・古着の販売促進	・不要品交換等の促進 ・集団回収の促進
	空き缶	・使い捨て容器の購入自粛 ・集団回収への参加、協力 ・分別収集への協力	・使い捨て容器の製造販売自粛 ・分別回収のための材質の表示 ・再生資源の利用促進 ・分別排出の促進 ・自主回収の促進	・回収ルートの整備 ・集団回収の促進 ・分別収集の整備 ・再資源化施設の整備
	空きびん	・リターナブルびんの購入 ・ワンウェイびん購入自粛 ・販売店への返却 ・集団回収への参加、協力 ・分別収集への協力	・カレット材料の使用促進 ・リターナブルびんの使用販売促進 ・ワンウェイびんの使用販売自粛 ・分別排出への協力 ・自主回収の促進	・回収ルートの整備 ・集団回収の促進 ・分別収集の整備 ・再資源化施設の整備
	粗大ごみ	・ライフサイクルの長い製品の購入 ・修理など物を大切に使用 ・買換え時引取制度の活用 ・不要品交換等の利用	・処理や再資源化が容易な製品開発 ・ライフサイクルの長い製品開発 ・修理体制の充実 ・自主回収の促進	・不要品交換等の促進 ・不要品情報コーナー等の設置 ・申し込み制の導入
その他	・乾電池の分別排出	・乾電池の自主回収	・その他のごみの回収システムの検討	
共通事項	・自主的な環境学習 ・地域におけるリサイクルネットワーク参加形成 ・ごみ減量推進協議会等への参加、協力 ・事業者、行政への働きかけ	・環境にやさしい商品の製造販売 ・ごみ減量推進協議会等への参加、協力 ・住民の先導、情報提供 ・ごみ減量協力店への加盟	・減量意識高揚のためのPR ・環境教育の充実 ・役所内での減量行動徹底 ・廃棄規格等の検討 ・ごみ減量協力店、マーク制度の整備 ・ごみ減量推進協議会等の設置	

2. 今後5年間の重点施策

平成33年度までの5年間は、ごみ処理に関する制度変更を円滑に実施するとともに、事業系ごみの減量促進を図ることを重点において、施策を実施することとします。

【重点1】燃えないごみの分別・収集方法の変更に向けた施策

これまで燃えないごみとして回収していた「陶磁器・ガラス」「金属」「スプレー缶」「容器包装を除くプラスチック」の分別・収集方法の変更について、市民や事業所に理解を得ながら円滑に実施していくため、次の取組を重点的に実施します。

※平成29年度から変更の準備を開始し、周知期間を経て実施に移します。

①資源回収品目の拡大

- ・「金属」「陶磁器ガラス」の資源としての回収開始
- ・「スプレー缶」について、穴をあけずに資源として回収開始
- ・費用の増加抑制に貢献する収集・運搬方法の検討 など

②ごみの分別変更等に対する説明や情報提供

- ・地域や管理組合等に対する分別方法変更の説明会の開催
- ・詳細をわかりやすく示す分別マニュアル、ごみ出しハンドブック等の作成・配布 など

【重点2】生ごみの減量促進に向けた施策

ごみ減量の柱として、市民や事業所の協力のもと、生ごみの5%減量の実現を図るため、次の取組を重点的に実施します。

①生ごみ減量の必要性の啓発や情報提供

- ・生ごみ減量や水切り励行に関する啓発
- ・生ごみ減量方法や水切りアイデアやグッズの情報提供 など

②食品ロスの減少

- ・エコクッキング教室等の効果的な開催
- ・食品ロス・廃棄の減少に向けた買物方法等の普及・情報提供
- ・小売店舗の食品売場等との協働による広報・啓発 など

【重点3】紙類の資源回収促進に向けた施策

これまで燃えるごみとして回収していたリサイクル可能な紙類について、市民や事業所の協力のもと、20%を資源化することの実現を図るため、次の取組を重点的に実施します。

①紙類の資源回収方法の改良・強化

- ・公共施設等の敷地を活用した紙類資源回収拠点の増設 など
- ・新たな回収方法の検討

②地域団体による資源回収事業の促進

- ・紙の種類ごとの補助金額変更の検討
- ・地域団体による資源回収日の周知 など

【重点4】事業系ごみの減量促進に向けた施策

今後の、事業系ごみの減量に向けた効果的な取組の実施に向けて、事業系ごみの排出状況等の実態を把握・分析するための次の取組を重点的に実施します。

○事業系ごみの排出状況の把握・分析

- ・商工会等を通じた事業系ごみの適正排出の啓発
- ・紙類等の資源物の搬入抑制及び尾三衛生組合での搬入物検査の実施
- ・事業系ごみの内容を把握するため、組成調査の実施及び結果の公表 など

3. 引き続き実施する施策

今後5年間の重点施策を除く次の施策については、平成38年度までの計画期間において、市民・事業者のみなさんとの協働により、着実に実施していくこととします。

【施策1】レジ袋や過剰包装の抑制に向けた施策

レジ袋有料化は一定程度定着し、市民のマイバック持参も普及しています。このような中で、レジ袋の一層の減量を進めるとともに、商品購入時等の包装の簡素化をさらに進めるために、次の取組を行います。

- ・コンビニエンスストア等に対する簡易包装自主基準の設定の促進
- ・レジ袋有料化店舗の増加の促進
- ・小売店舗に対する簡易包装促進の要請 など

【施策2】剪定枝・草木の資源化の促進に向けた施策

現在は燃えるごみとして回収・処理している刈草や庭木等の剪定枝について、資源化を図ることにより焼却ごみを減少させるため、次の取組を行います。

- ・公共工事における剪定枝、刈草の減量及び資源化の促進
- ・近隣市町との連携による剪定枝の資源化ステーションの設置の検討 など

【施策3】ごみの適正な排出・分別の促進に向けた施策

分別区分の変更等に伴い、集積所における混乱等の増加が懸念されるとともに、多くの市民がルールを遵守する中で分別区分を守らない、指定日以外に出すなどのマナー違反もみられることから、ごみの適正な排出・分別の促進に向けた次の取組を行います。

- ・マナー違反ごみについてパトロール及び警告の徹底
- ・市民まつり等のイベント時等における広報・啓発の実施
- ・地域や管理組合等に対する説明会の開催等による周知の徹底 など

【施策4】燃えるごみの収集曜日・エリア区分の変更検討に向けた施策

市民のみなさんの燃えるごみ排出の利便性向上とともに、収集の効率性向上を図るため、収集曜日やエリア区分の変更を検討しますが、この検討の実施に向けて次の取組を行います。

- ・燃えるごみの収集曜日・エリア区分の変更検討に向けた市民との協議・説明
- ・尾三衛生組合、みよし市、東郷町との協議による効率的な収集・処理体制の構築 など

【施策5】事業所への適正な分別・排出指導の強化に向けた施策

事業系ごみについては、事業所の責任において搬入・処理することとなっていますが、一部の事業系ごみは家庭系ごみに混入している実態があります。多くの事業所では適正な分別・排出やごみ減量に取り組んでいますが、さらなる実施を促進するため、次の取組を行います。

- ・すべての事業所への事業系ごみに関する解説パンフレットの配布
- ・一定量以上のごみを排出する事業者への計画書提出の要請
- ・事業所に対する事業系ごみアンケートの実施 など

【施策6】災害廃棄物処理体制の構築に向けた施策

災害廃棄物の処理は市町村の責務となっており、災害などの有事の発生の際には、ごみを滞りなく処分することが必要となっているとともに、大規模災害の発生も懸念されることから、災害廃棄物処理体制の構築に向けて、次の取組を行います。

- ・災害廃棄物処理計画の策定
- ・災害等の発生時における廃棄物処理体制の検討・構築 など

第4節 収集運搬計画 【主に日進市が実施】

(1) 収集運搬

収集運搬の管理体制については、業者委託により行っており、今後も継続して行うものとしてます。

家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物は本市が主体となり、収集運搬計画を立案して行うものとし、その他臨時及び大量に排出される一般廃棄物については、排出者自身において直接搬入を行うものとしてます。また、特別管理一般廃棄物については、排出事業者等は他の廃棄物と区別し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、処理業者に委託する等の適正な処理を行うものとしてます。市で収集できないごみについては、販売店又は専門の処理業者へ依頼するものとしてます。

社会情勢やライフスタイルの変化及び減量化・資源化などの推進に伴う収集量の変化に合わせ、随時見直しを行います。本市の収集運搬の概要を次に示します。

■収集運搬の概要

区分	種類		容器指定	収集方式	収集頻度
燃えるごみ	台所ごみ		市指定袋	ステーション	週2回
	紙類	リサイクルできない紙			
	剪定草木・木くず				
	革製品・ゴム製品				
	容器包装を除くプラスチック				
	その他				
	例外品				
資源ごみ	ペットボトル		-	拠点回収	随時
	プラスチック製容器包装	白トレイ	-	拠点回収	随時
		容器類	市指定袋	拠点回収	週1回
		包装類			
		その他			
	びん（飲食用）	再利用びん	-	ステーション/拠点回収	月2回/随時
		その他			
	缶		市指定袋	ステーション	月2回
	ガラスくず				
	陶器くず				
	金属くず	金属製品	市指定袋	ステーション/拠点回収	月2回/随時
小型家電					
紙類	リサイクルできる紙	-	拠点回収	随時	
	紙パック				
衣類・布きれ		-	拠点回収	随時	
粗大ごみ	家電	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機	-	小売店・許可業者引取	随時
		その他	粗大ごみ処理券貼付	戸別回収	月4回
	家具類				
	寝具・敷物				
	台所用品				
	スポーツ用品				
	楽器				
	車輛				
その他					

(2) 収集区域

収集区域については、本市全域とします。

(3) 分別形態

分別については、今後、尾三衛生組合への搬入量の削減に向け、少しでも多くのものをリサイクルできるよう、新たなりサイクル商品の検討を行うなど、ごみの減量化・資源化を図るべく見直しを行います。今後予定している収集区分は次のとおりです。

■収集区分

※太字はエコドーム回収品目

区分	種類		内容
燃えるごみ	台所ごみ		生ごみ、野菜くず、貝殻類など 天ぷら油
	紙類	リサイクルできない紙	写真、ビニールがついた紙、紙おむつ、ペット用しつけシートなど
	剪定草木・木くず		草木、落ち葉、板くずなど
	革製品・ゴム製品		くつ、かばん、スリッパ、ゴム手袋など
	容器包装を除くプラスチック		プリンター、ポリバケツ、ポリ容器、プラスチック製おもちゃ、 CD・DVDケースなど
	その他		マッチ、花火、保冷剤など
	例外品		ビデオテープ、カセットテープ
資源ごみ	ペットボトル		PET マークの付いたしょうゆ、酒類、清涼飲料などのボトル
	プラスチック製容器包装	白トレイ	食品用の白いトレイ
		容器類	食品や日用品のプラスチック製ボトル類 ペットボトル、空きびんなどのプラスチック製のフタ類 食料品や日用品のプラスチック製カップ・パック類 食料品のプラスチック製トレイ類
			包装類
		その他	家電製品の発泡スチロール製緩衝材など
	びん（飲食用）	再利用びん	国産ビールびん、清酒一升びん（茶色、緑色）
		その他	ジュースびん、食材びん、一升びん（黒色）、化粧品びん（例外）
	缶		ビール缶、ジュース缶、サラダ油缶、粉ミルク缶、菓子缶、缶詰缶など
	ガラスくず		コップ、鏡、電球、蛍光灯など
	陶器くず		食器、植木鉢、花びんなど
	金属くず	金属製品	かさ、ハンガーなど 小型電化製品
		金属製調理器具	なべ、やかん、フライパン、刃物など
	紙類	リサイクルできる紙	紙箱、台紙、包装紙、紙袋など ヨーグルトなどのカップ製容器、洗剤の箱など ビニール・アルミコーティングされた紙パック（酒類など）
		紙パック	牛乳、ジュースなど飲食用に使われた内側が白いもの
衣類・布きれ		衣類、ぼろ布、フロアマット、ぬいぐるみなど	
危険ごみ		スプレー缶、ガスボンベ、ライター	
粗大ごみ	家電	4品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機
		その他	ミシン、こたつ、ワープロ、ビデオデッキ、扇風機、オーディオ機器、石油ストーブ、石油ファンヒーターなど
	家具類		応接セット、食卓セット、テレビ台、サイドボード、鏡台、タンス、本棚、食器棚、学習机、米びつ、パイプハンガー、ロッカー、下駄箱など
	寝具・敷物		座布団、じゅうたん、布団など
	台所用品		ガステーブル、キッチン用ワゴン、 電子レンジ、炊飯器、オープンレンジ など
	スポーツ用品		ゴルフセット、スキー・スノーボードセットなど
	楽器		オルガン、太鼓、琴、ギター、 エレクトーン など
	車輛		一輪車、自転車、ベビーカー、シルバーカーなど
	その他		スーツケース、マッサージ機、畳、障子、木材など

第5節 中間処理計画 【主に尾三衛生組合が実施】

(1) 中間処理

可燃ごみ、粗大ごみ等については、尾三衛生組合で選別・処理等を行い、資源やエネルギーの有効利用を行い、更なる減量化を推進します。

プラスチック製容器包装については、適正な分別・排出が行われるように啓発に努め、容器包装リサイクル法に基づいた適正な処理により収集後民間再生業者へ処理委託を行います。

また蛍光管、乾電池、水銀入り体温計などその他のごみ（有害ごみ）については、取りまとめた後、民間再生業者へ処理委託し適正な処理を行います。

(2) 中間処理施設整備に関する事項

中間処理及び最終処分に関する計画については、尾三衛生組合の定めるところによるものとします。なお、中間処理施設の整備等については、ストックヤードの整備やごみの中間処理施設の整備の検討、新技術の動向の把握等を推進し、現存施設の有効利用に努めるとともに、適正な中間処理の推進を行うことで延命化を図ります。また、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成20年度～29年度）も視野に入れた施設整備の方向性を検討します。

第6節 最終処分計画 【主に尾三衛生組合が実施】

現在、本市に最終処分場はなく、区画整理等による都市化も進んでいることもあり、今後も最終処分場を整備することは極めて難しい状況となっていることから、尾三衛生組合として処理委託を継続します。日進市としては、現行の最終処分場の負担軽減を図れるよう、ごみの資源化・減量化を推進していきます。

また、県や組合構成市町をはじめとする周辺自治体と連携し、広域的な最終処分場の整備を検討するとともに、最終処分場の確保に努めます。

第7節 その他の計画 【主に日進市が実施】

1. 不法投棄等対策

地域の環境保全の障害となる不法投棄及び野焼きや一般廃棄物の家庭での焼却に対しては、監視・指導体制を強化することなどにより防止を図り、良好な環境保全に努めます。

2. 大災害時の対策

災害により発生した廃棄物については、地域防災計画※に基づき、被災地域の安全と公衆衛生を確保しながら適切かつ円滑な処理に努めます。

これに加えて、大規模災害が発生した場合の災害廃棄物の処理の方法について定めるため、愛知県災害廃棄物処理計画に基づき、日進市においても災害廃棄物処理計画を策定します。

<※「地域防災計画」第4編 第15章 環境汚染防止及び廃棄物処理計画 2 廃棄物処理計画>

尾三衛生組合、日東衛生組合及び市は、被災状況を的確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。廃棄物の処理については、処理を円滑に推進するため収集運搬器材、仮置き場及び処理、処分地を確保するとともに、県及び周辺市町村と緊密な連絡の下に処理体制を確立する。特に、がれきの処理については、選別、保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。また、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。なお、廃棄物（ごみ、し尿）処理業者の団体との災害時の応援体制を確立しておくものとする。産業廃棄物の処理については、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。

第1章 生活排水処理の課題

(1) 生活雑排水への対応

日進市の平成 26 年度の水洗化率は 99.0%となっており、全国の平均値の 93.9%、愛知県の 97.9%に比べ高くなっています。しかし、日進市の平成 26 年度の生活排水処理率は 83.1%となっており、経年的には上昇しているものの、全国の平均値の 84.7%、愛知県の平均値の 84.8%に比べ低くなっています。生活排水による汚濁負荷量は、し尿よりも生活雑排水の方が大きいため、水質改善の面からも、未処理のまま公共用水域へ放流される生活雑排水への対応は、引き続き必要となっています。

また、公共下水道については、市街化区域での整備を効率的に推進するとともに、下水道等の整備地区内の未接続世帯に対する早期の接続促進が必要となっています。

(2) 浄化槽の普及促進

現在、単独処理浄化槽の新規の設置については禁止されていますが、既設の単独処理浄化槽からの生活雑排水の流出などが水質汚濁の原因の一つとなっています。合併処理浄化槽への切り替えを推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を行うような指導が必要となっています。

(3) 収集・運搬の課題

公共下水道の普及により、し尿処理施設への搬入量は今後減少傾向をとるものと予想されます。そのため、より効率的な収集・運搬方法や収集量の平準化についての検討が必要となっています。

(4) 中間処理の課題

施設の老朽化や、し尿・汚泥量の処理割合の変化にも対応しながら、長期に安定した処理が必要となっています。また、汚泥の減量化や再資源化などを視野に入れた、新たな処理・処分方法の検討も必要となっています。

第2章 基本方針

1. 基本理念

水は自然を構成する重要な要素のひとつであるとともに、快適な環境を創出し、人々の心にうるおいやすらぎを与えてくれるものです。

本市は天白川の上流域に位置し、その水質保全・向上は本市だけでなく下流域に住む住民にとっても有益なものです。生活排水が河川の水質汚濁の主な要因となっていることから、生活排水処理施設の整備等、生活排水の適正な処理の推進を図り、本流域に住む全ての住民の快適な生活の実現を目指すものとします。

2. 基本方針

計画理念を踏まえ、具体化するための方向性として、各施設について次の基本方針を定めます。

基本方針1 公共下水道施設の普及・拡大に向けた整備

市街化区域や開発団地の他、密集した既成集落等の地域の生活排水については、公共下水道施設により処理することとし、普及・拡大に向けた整備を早急に行っています。また、市街化調整区域における生活雑排水の処理方法についても検討を行っていきます。

基本方針2 合併処理浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進

河川等の水質の保全、環境の改善のため、非水洗化の住宅については便所の水水洗化を進め、合併処理浄化槽設置整備事業を推進します。単独処理浄化槽を設置している住宅については、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換を推進し、浄化槽の適正な維持管理の指導等を推進します。

基本方針3 市民協働の推進

生活排水処理対策の必要性について意識啓発を行うとともに、市民一人ひとりの取り組みを促進していきます。

3. 生活排水処理の目標

基本理念及び基本方針の達成のため、本市のおおむね全ての生活排水を適正に処理することを目標とし、本市の実情に合わせた処理施設の整備を推進していきます。

現在の本市の平成27年度の生活排水処理率は83.1%となっています。現行の日進市下水道全体計画との整合性を図り、平成38年度には98%以上に向上することを目標とします。

数値目標 生活排水処理率

平成27年度 83.1% ⇒ 平成38年度 98%以上

第3章 基本計画

第1節 将来推計

1. 推計方法

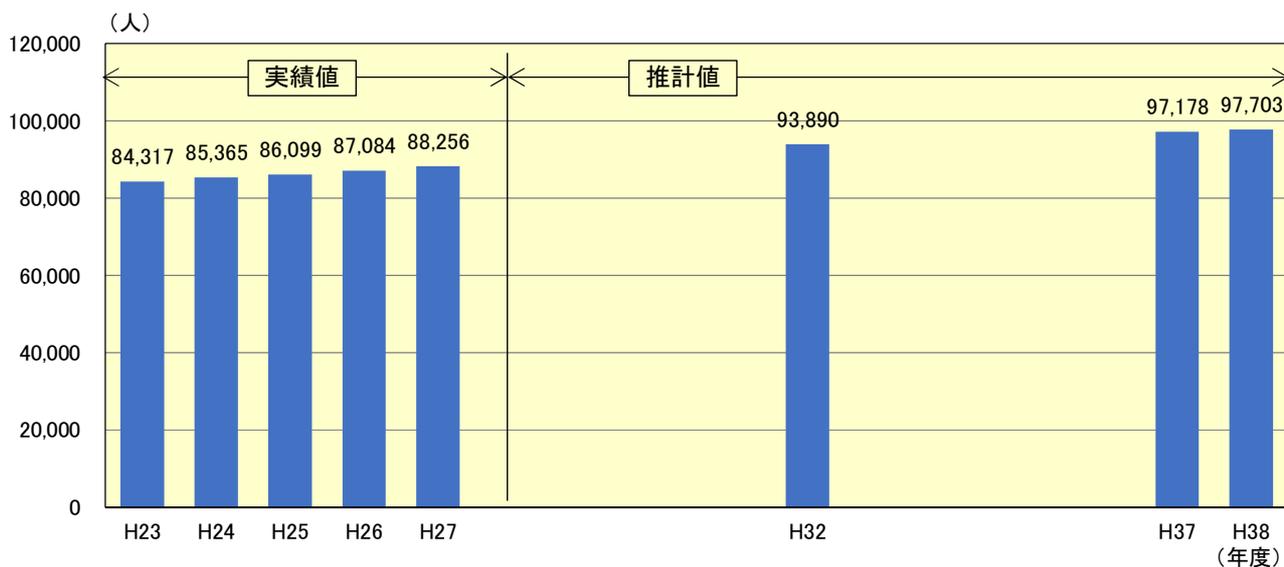
行政区域内人口の推計については、「第二部 ごみ処理基本計画 第3章 基本計画 第1節 目標値の設定 2. 人口の予測」にて設定した人口とします。なお、自家処理人口については現状0人であり、今後も0人であると設定しました。

また、し尿・浄化槽汚泥量については、それぞれの原単位の平成22年度～平成25年度の平均値を算出し、各生活排水処理形態別人口に掛け合わせて算出しています。

2. 人口の予測

計画目標年度における本市の人口の予測は次のとおりです。

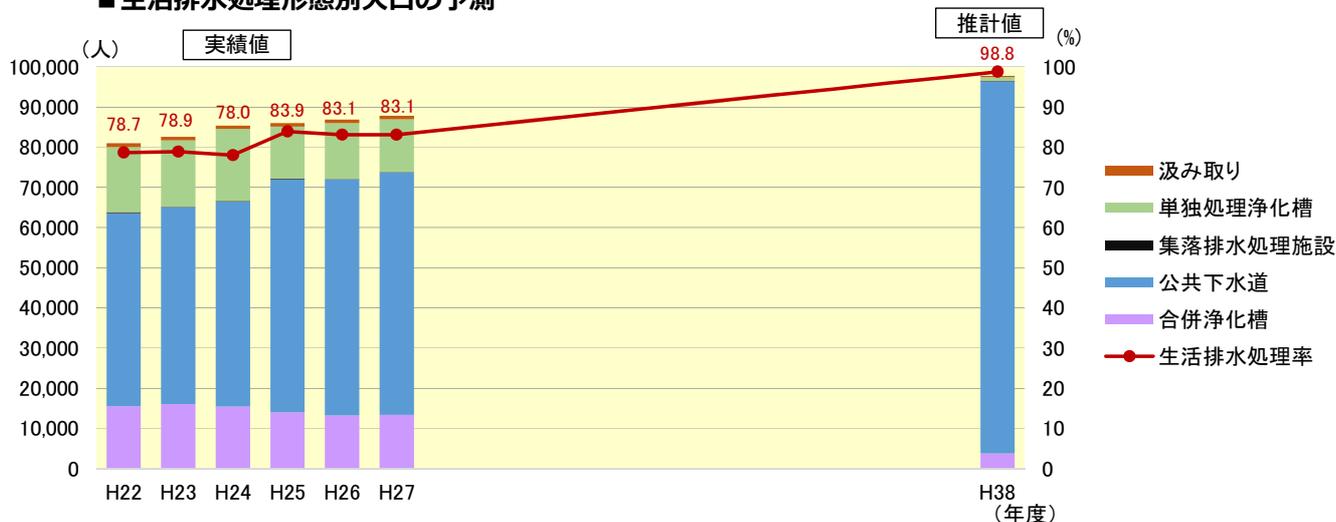
■人口の予測（各年度末現在 資料：日進市人口ビジョン）



3. 生活排水処理形態別人口の予測

生活排水処理形態別人口の将来予測は次のとおりです。

■生活排水処理形態別人口の予測



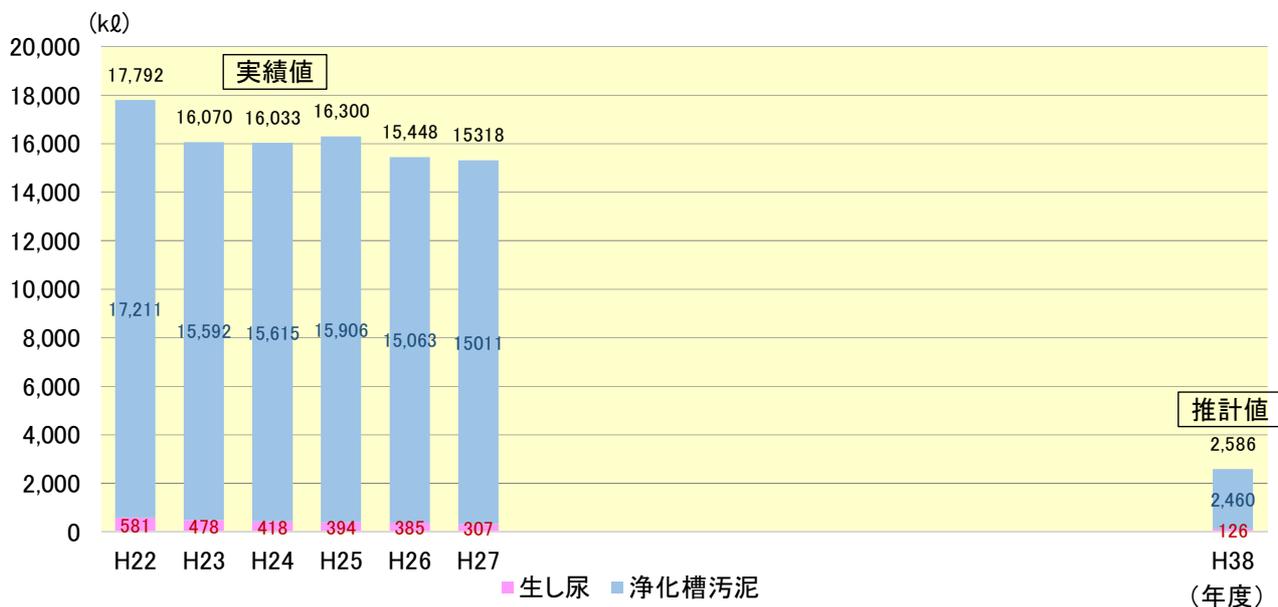
区分/年度	単位	実績						推計
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 38年度
計画処理区域内人口	人	82,056	83,559	85,184	85,795	86,633	87,622	97,735
水洗化・生活雑排水処理人口	人	63,821	65,232	66,626	72,164	72,154	73,901	96,545
コミュニティプラント	人	0	0	0	0	0	0	0
合併浄化槽人口	人	15,544	16,011	15,443	13,987	13,232	13,355	3,724
公共下水道人口	人	48,088	49,032	50,994	57,988	58,733	60,357	92,632
集落排水処理施設利用人口	人	189	189	189	189	189	189	189
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	16,245	16,439	17,928	12,944	13,792	13,101	940
非水洗化人口 (汲み取り人口)	人	981	912	819	876	876	809	250
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	78.7	78.9	78.0	83.9	83.1	83.1	98.8

※実績値 愛知県一般廃棄物処理実態調査結果

4. し尿・浄化槽汚泥量の予測

し尿・浄化槽汚泥の将来予測は次のとおりです。

■し尿・浄化槽汚泥の予測



	実績						推計
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 38年度
生し尿	581	478	418	394	385	307	126
浄化槽汚泥	17,211	15,592	15,615	15,906	15,063	15,011	2,460
合計	17,792	16,070	16,033	16,300	15,448	15,318	2,586

※実績値 愛知県一般廃棄物処理実態調査結果

第2節 生活排水処理の主体

本市における生活排水の処理主体を次に示します。

■本市における生活排水の処理施設と主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	日進市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
農業集落排水処理施設	し尿・生活雑排水	日進市
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設（日進美化センター）	し尿・浄化槽汚泥	日進市・日東衛生組合

第3節 生活排水処理計画

（1）生活排水処理区域

生活排水を処理する区域は、本市の全域とし、下水道処理区域及びその他の区域とします。

（2）施設整備計画の概要

下水道及び合併処理浄化槽における生活排水処理施設の整備計画を次に示します。

■施設整備計画（公共下水道）

施設名	計画処理区域	計画人口（人）				目標年度
		北部処理区	南部処理区	梅森処理区	合計	
公共下水道	公共下水道事業において定める区域	25,000	61,900	5,300	92,200	平成 37 年度

※平成 26 年 3 月 日進市公共下水道全体計画

■施設整備計画（合併処理浄化槽）

施設名	計画処理区域	整備計画基数	計画人口	事業期間
合併処理浄化槽	公共下水道認可区域等を除く市内全域	30 基	70 人	平成 28 年度 ～30 年度

※創ろう！ふるさと天白川源流水環境再生計画
※合併浄処理化槽の新規整備計画基数

第4節 し尿・汚泥処理計画

(1) 収集運搬の範囲

収集運搬の範囲は、現在と同様に本市の行政区域全域とし、原則的には公共下水道等の供用区域は除くものとしませんが、供用区域内の未接続世帯については収集対象とします。

(2) 収集運搬方法

収集運搬については、現在と同様に業者委託により行うものとし、収集対象物の排出量の変化などに合わせ、より安定した収集・運搬を行っていきます。

第5節 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、下水道の普及により処理量は減少しています。現在は、日進市と東郷町の一部事務組合として設立している日東衛生組合の日進美化センターにおいて処理していますが、施設の老朽化が進んでいることから、改修・更新を実施せず、当該組合及び施設を廃止し、し尿及び浄化槽汚泥を下水道処理施設にて合同処理する方法に変更することを検討していきます。

なお、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽、公共下水道への切り替えは、引き続き推奨していきます。

第6節 再資源化計画

し尿処理施設により排出される脱水汚泥・残渣については、引き続き堆肥化を行っていくものとしします。

第7節 その他の計画

1. 市民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について市民に周知・徹底を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。台所での対策等、家庭で実施可能な対策について、地域毎の集会等を通じて周知していきます。

また、浄化槽については、法定検査の完全実施、定期的な清掃・保守点検や管理について、広報等を活用し意識の向上を図るものとしします。

2. 地域に関する諸計画との連携

生活排水に係る諸施策の推進にあたっては、下水道計画等の関連施設整備計画との整合を図るとともに、生活雑排水については、排出する市民の日常のライフスタイルや、事業者の行動が大きな影響を与えることから、市民と事業所、行政の協働のもと進めていきます。